

国税庁レポート2010

NATIONAL TAX AGENCY REPORT



納税者の皆様へ

最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や経済のグローバル化・IT化により大きく変化しています。このような環境の中で、適正・公平な課税及び徴収の実現に向けて、国税庁に与えられた使命を着実に果たすため、限られた人的・物的資源を最大限活用していくとともに、我々税務職員一人一人が高いモラルを維持し、一般の納税者の方々には親切かつ丁寧な態度で接する一方、悪質な納税者に対しては厳正な姿勢で臨むことにより、税務行政への理解と信頼を得ていく必要があると考えています。

こうした考えの下、国税庁に与えられた人的・物的資源を効果的に活用するため、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとしたIT化や、これまで税務署内の複数の部署で税目別に行っていた同種の事務を統合して一体的に処理する「内部事務一元化」の取組など、組織の事務の効率化を進めています。

特に、e-Taxについては、納税者利便の向上や事務の効率化に資するものであることから、その普及拡大を国税庁における最重要課題の一つとして積極的に取り組んでいるところです。

また、調査や査察を効果的・効率的に実施するため、幅広く情報を収集し、事案に応じた調査体制を整えるとともに、課税処分を行うに当たっては、課税処理の透明性・統一性を確保するため、事実認定と法令の解釈・適用を的確に行うこととしています。

さらに、確実に税金を徴収するため、期限内収納に向けた各種施策を推進して滞納の未然防止に努めるとともに、大口・悪質滞納事案への厳正な対応や消費税滞納事案の確実な処理などにより滞納の整理促進を図っています。また、滞納整理に当たっては、納税者の実情を踏まえながら、法令に基づき適切に対応しています。

この「国税庁レポート 2010」は、我々が抱えている課題と取組・その実績を納税者に分かりやすく説明するという編集方針の下に作成したものです。

この「国税庁レポート 2010」が我々の活動に対するご理解を深める一助になれば幸いです。

平成22年(2010年)6月

国税庁長官 加藤 治彦

CONTENTS

納税者の皆様へ 1

I 国税庁について 5

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 国税庁の任務と使命 5 | 2 国税組織の概要 7 |
| (1) 国税庁の任務 5 | (1) 国の収入と税 7 |
| (2) 国税庁の使命 5 | (2) 国税庁の予算と定員 7 |
| | (3) 国税組織の機構 8 |

II 適正な申告と納税の推進 9

- | | |
|----------------------------------|------------------------------|
| 1 納税者サービスの充実 9 | 4 確実な税金の納付 21 |
| (1) ホームページによる情報提供 9 | (1) 自主納付態勢の確立 21 |
| (2) 租税教育 11 | (2) 滞納の整理促進への取組 22 |
| (3) 説明会 11 | (3) 集中電話催告センター室 23 |
| (4) 税務相談 12 | (4) インターネット公売 24 |
| (5) 事前照会 12 | (5) 的確かつ効率的な債権債務の管理 24 |
| 2 確定申告 13 | 5 税理士制度 26 |
| (1) 自書申告の推進 13 | (1) 書面添付制度の推進 26 |
| (2) 閉庁日における申告相談などの実施 14 | (2) e-Taxの利用促進 26 |
| 3 適正・公平な税務行政の推進 15 | (3) 税理士などに対する指導監督 27 |
| (1) 調査において重点的に取り組んでいる事項 16 | 6 関係民間団体との協調 27 |
| (2) 適正な源泉徴収制度の運営 17 | |
| (3) 資料情報 17 | |
| (4) 査察 18 | |

III 利便性の向上と効率化のための取組 29

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1 e-Tax 29 | 2 業務・システムの最適化 32 |
| (1) e-Tax 29 | 3 内部事務一元化の全署実施 34 |
| (2) 確定申告書等作成コーナー 31 | |

IV 国際化が進展した中での税務行政 35

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| 1 国際的な取引への対応 35 | 2 相互協議 39 |
| (1) 国際課税に係る調査体制 35 | 3 各国税務当局との協力・協調 41 |
| (2) 国際的租税回避行為への対応 37 | (1) 開発途上国に対する協力 41 |
| (3) 移転価格問題への対応 38 | (2) 税務当局間の国際会議への参加 42 |
| (4) 租税条約等に基づく情報交換 39 | |

V 権利救済

43

- (1) 異議申立て43
- (2) 審査請求43
- (3) 訴訟43
- (4) 権利救済の状況45

VI 酒類行政の取組

46

- (1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組...46
- (2) 社会的要請への対応47
- (3) 酒類の公正な取引環境の整備への取組47
- (4) 酒類業者に対する情報提供等47

VII 今後取り組むべき課題

49

- 税務行政を取り巻く環境の変化.....49
- 国税庁が取り組むべき課題.....49

VIII 資料編

51

- 租税収入・予算51
- 申告・課税状況52
- 調査状況53
- 国際課税53
- 滞納状況53
- 査察54
- 権利救済54
- 税務相談55
- 納税者満足度55

参 考

- 還付申告・更正の請求14
- 災害などにあつた場合14
- 税務調査について19
- 情報の厳正な管理20
- 加算税・延滞税の取扱いと免除20
- KSKシステム33
- 納税者からの苦情などへの対応45

(注) 本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

I 国税庁について

国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関であり、昭和24年に大蔵省（現、財務省）の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）、524の税務署が設置されており、国税庁本庁は、税務行政の執行に関する企画・立案等を行い、国税局と税務署の事務を指導・監督しています。国税局は、国税庁の指導・監督を受け、管轄区域内の税務署の賦課徴収事務について指導・監督を行うとともに、大規模納税者等について、自らも賦課徴収を行っています。税務署は、国税庁や国税局の指導・監督の下に、国税の賦課徴収を行う第一線の執行機関であり、納税者と密接なつながりを持つ行政機関です。

以上のほか、税務職員の教育機関である税務大学校、また、特別の機関として、納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

1 国税庁の任務と使命

(1) 国税庁の任務

国税庁の任務は、財務省設置法第19条により「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を図ることと定められており、この任務を果たすために、広報活動や租税教育など納税者が納税義務を理解し実行することを支援する活動（納税者サービス）や、善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないように、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施することによって誤りを確実に是正する活動（適正・公平な税務行政の推進）を行っています。

これに加えて、同条により定められている任務である「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」に努めています。

(2) 国税庁の使命

国税庁は、これらの任務を遂行するに当たっては、納税者である国民の理解と信頼を得ることが何より重要であると考えています。

このため、国税庁の任務を遂行するに当たっての実施基準や行動規範などを取りまとめ、「国税庁の使命」として職員に示すとともに、国民に対して公表しています（右6ページ参照）。



国税庁

国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

- 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

- 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

(1) 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

(2) 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

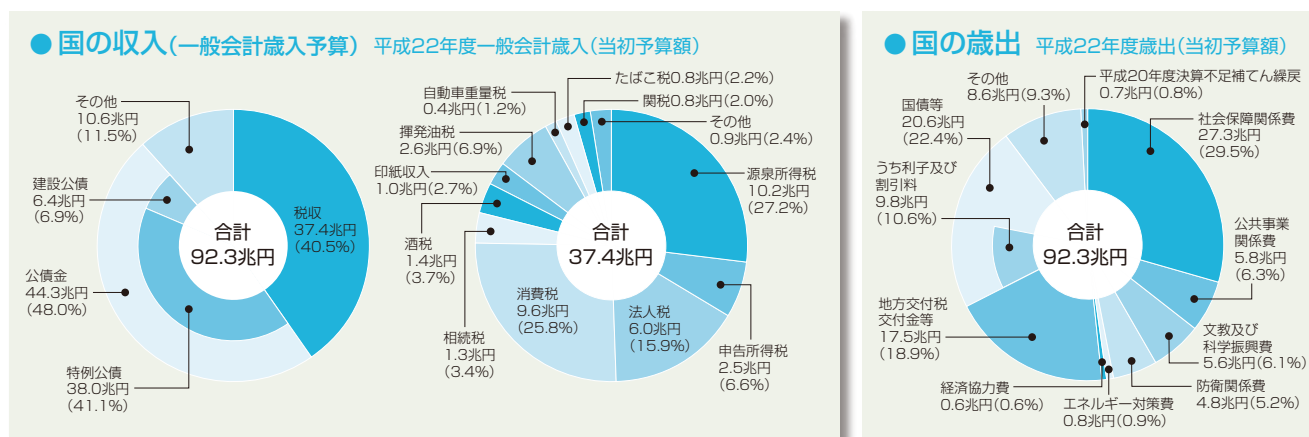
- 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

2 国税組織の概要

(1) 国の収入と税

平成22年度の国の収入（一般会計歳入予算）は年間92兆2,992億円です。そのうち37兆3,960億円が租税及び印紙収入で、そこから税関からの税収分や日本郵政株式会社からの印紙収入分を除くと、国税組織の税収分は31兆8,570億円（約85%）¹となります。

また、所得税、法人税、消費税で税収分の約8割を占めています。



※ 公債金は、歳入の不足を埋め合わせるために発行された特別公債と公共事業費などを賄うために発行された建設公債による収入であり、すべてが将来返さなければならない借金です。

各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

(2) 国税庁の予算と定員

平成22年度の国税庁予算額（当初）は7,164億円で、その大半を人件費が占めています。近年は、特に事務の効率化や納税者の利便性の向上を図るため、国税総合管理（KSK）システム（以下「KSKシステム」といいます。）やe-Taxの予算などに重点を置いています。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台で推移しました。その後、平成元年に消費税が導入されたことなどに伴い定員が増加しましたが、平成9年度にピークとなり、平成18年度までの9年間に1,000人を超える定員が減少しました。

平成19年度からは、定員増加に転じ、平成22年度の国税庁定員は5万6,261人となっています。

現在の厳しい財政状況の下で、国税庁では、国税庁の任務を遂行するために必要な予算・定員の確保を図るとともに、行政経費の節減や定員の合理化に取り組んでいます。

	昭和50年度	平成9年度	平成22年度	(参考)平成22年度/昭和50年度
予算(億円)	2,360	6,548	7,164	303.6%
定員(人)	52,440	57,202	56,261	107.3%
① 所得税確定申告数(千人)	7,327	20,023	23,674	323.1%
② 法人数(千件)	1,482	2,793	3,002	202.6%
③ 物品税課税場数(千件)	117	-	-	-
④ 消費税課税事業者数(千件)	-	2,521	3,513	-
① + ② + ③ + ④ (千件)	8,926	25,337	30,189	338.2%

※ 平成22年度の①所得税確定申告数は、平成21年分の計数です。

平成22年度の②法人数は、平成21年6月末の計数です。

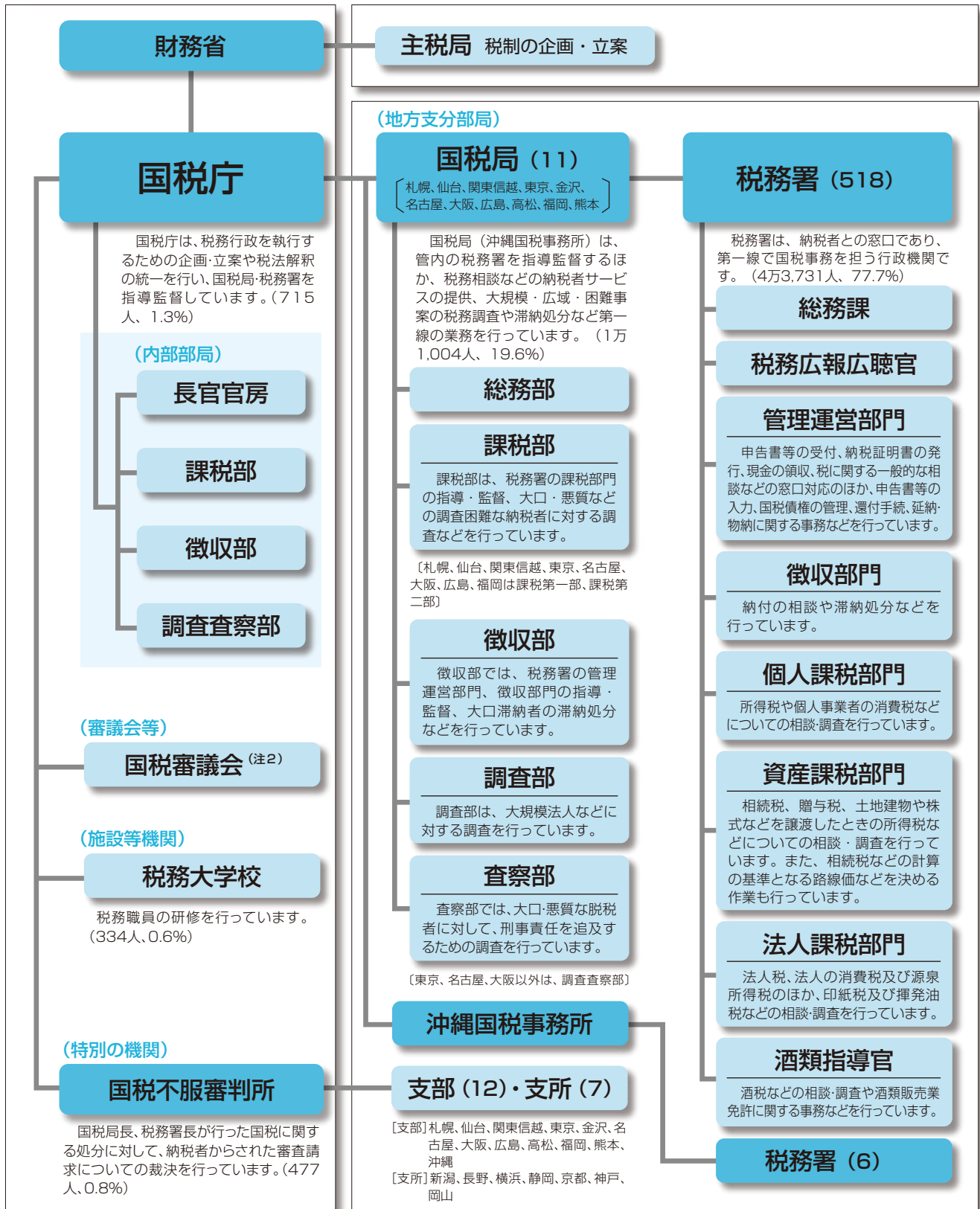
④消費税課税事業者数は、消費税課税事業者等届出書提出件数です。なお、平成22年度は、平成22年3月末の計数です。

(参考)は、昭和50年度を100としたときの平成22年度の割合です。

¹ 国税組織の税収分は、平成20年4月1日から平成21年3月31日の租税及び印紙収入決算額に占める国税庁分歳入決算額の割合を基に算出しています。

(3) 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局と全国524の税務署があります。(注1)



(注)1 各部署の人数、%は、平成22年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。
2 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官が意見を求めた事項の調査審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

国税庁について

適正な申告と納税の推進

利便性の向上と効率化のための取組

国際化が進展した中での税務行政

権利救済

酒類行政の取組

今後取り組むべき課題

資料編

Ⅱ 適正な申告と納税の推進

国税の多くは、納税者が自ら税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する申告納税制度を採用しています。これに対して、行政機関の処分により税額を確定する方法を賦課課税制度といい、地方税ではこの方法が一般的です。

国税においても、戦前は賦課課税制度が採られ、税務官署が所得を算定し税額を納税者に告知していました。しかし、昭和22年に、税制を民主化するために所得税、法人税、相続税の三税について、申告納税制度が採用され、その後、多くの国税に適用されるようになりました。

この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することが必要です。このため国税庁は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い、手続等の明確化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

また、納税者の申告を確認したり、正しい申告へと導いたりするためには、的確な指導と調査を実施するとともに、税理士や関係民間団体などとの協力・協調も必要です。さらに、国税が期限までに納付されない場合には、自主的な納付を促し、納付がない場合には、滞納処分を実施するなど、確実な国税の徴収を図ることが必要です。このため国税庁では、是正が必要な納税者に対する的確な指導や調査を実施するとともに、納税者の実情を踏まえながら、法令に基づき、厳正・的確な滞納整理を実施しており、適正・公平な税務行政の推進を図っています。

1 納税者サービスの充実

納税者に、自発的かつ適正に申告・納税していただくためには、納税の義務を理解していただくことが何よりも重要です。また、税に関する情報を提供したり、税に関する疑問に回答したりすることも大切です。

このため、「納税者の視点に立って、分かりやすく的確な広報を行う」、「納税意識の重要性や税務行政について広く国民から理解・協力を求める」、「国民の意見や要望などを聴き事務の改善に努める」といった基本的な考え方に基づいて、申告・納税手続や国税庁の取組に関する広報などを実施しています。

具体的な広報活動としては、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>（平成21年度アクセス件数117,280千件）を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に用意したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています。

また、国税庁では、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答するほか、一般的な税法の解釈・取扱いについても国税庁ホームページ等を通じて情報提供しています。さらに、納税者が実際に行う取引に係る税法上の適用が不明な場合には、事前照会に応じるなど、納税者が適正な申告等を行えるよう取り組んでいます。

(1) ホームページによる情報提供

国税庁ホームページは、次の役割を有しており、誰もが容易に利用できるよう、検索機能や案内機能の向上を図るとともに、文字拡大・音声読み上げ機能など視覚に障害のある方や高齢者の方の利便性にも配慮しています。

- ① 税情報の提供
- ② ITを活用した申告・納税手続の窓口（e-Taxや確定申告書等作成コーナー）
- ③ 税務行政に対する意見・要望の窓口

国税庁ホームページにより提供されている情報は、以下のようなものがあります。

- 税法、法令解釈通達、税に関する質疑応答事例、事前照会に対する文書回答事例
- 国税庁の取組
- 相続税などの課税における土地などの評価額の基準となる路線価や評価倍率
- 国税局や税務署が実施する公売の情報 など

国税庁ホームページの概要 ※ 掲載画像は平成22年5月現在のものです。

- 1 タックスアンサー**
 - ◆ お問い合わせの多いご質問とそれについての一般的な回答を掲載した「よくある税の質問」への入口
- 2 国税局・税務署を調べる**
 - ◆ 各国税局コーナーへの入口
- 3 確定申告書等作成コーナー**
 - ◆ 画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動的に計算され、所得税、消費税の申告書などが作成できるシステム
 - ◆ 作成した申告書はe-Taxでも書面でも提出可能
- 4 国税電子申告・納税システム(e-Tax)**
 - ◆ e-Taxをご利用いただく際の「事前準備」、「初期登録」、「手続きの流れ」など、e-Taxを利用した申告・納税等をサポートするための情報を提供
- 5 路線価図**
 - ◆ オンラインで路線価情報を提供

The screenshot shows the homepage of the National Tax Agency (NATAXA). The layout includes a top navigation bar with search and utility links, a main menu, and several content sections. Red callout boxes with numbers 1 through 10 highlight specific features:

- 1** タックスアンサー (Tax Answer)
- 2** 国税局・税務署を調べる (Find Tax Office/Tax Office)
- 3** 確定申告書等作成コーナー (Tax Return Preparation Corner)
- 4** 国税電子申告・納税システム (e-Tax)
- 5** 路線価図 (Line Value Map)
- 6** 公売情報 (Public Sale Information)
- 7** 税の学習コーナー (Tax Learning Corner)
- 8** Web-TAX-TV
- 9** メールマガジン (Email Magazine)
- 10** 文字拡大・読み上げ (Text Enlargement and Reading Aloud)

- 6 公売情報**
 - ◆ 公売物件や公売手続などの情報を提供
- 7 税の学習コーナー**
 - ◆ ゲームやクイズなどで子供から大人まで楽しく税を学べるコーナー
 - ◆ 学校教師向けの租税教育用教材を提供
- 8 Web-TAX-TV**
 - ◆ 生活シーンに合わせて税に関する情報を動画と図解で分かりやすく解説するインターネット番組
 - ◆ 税の仕組みや申告書の作成方法、e-Taxの利用などについて具体的に説明
 - ◆ 調査・徴収をはじめとした国税庁の取組をドラマ仕立てで分かりやすく紹介
- 9 メールマガジン**
 - ◆ 「新着情報・メールマガジン配信サービス」の登録
- 10 文字拡大・読み上げ**
 - ◆ 高齢者や視覚に障害がある方のためのサポート機能

国税庁ホームページのほか、無料動画共有サイト「YouTube」の「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組（各国税局や税務署における広報活動を含む。）や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

Ⅱ 適正な申告と納税の推進

(2) 租税教育

国税庁では、次代を担う児童・生徒に対し、健全な納税者意識（租税は民主国家の礎であり、この租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として社会のあり方を主体的に考えるという自覚）を養うことを目的として、租税教育の充実に向けた支援を行っています。

租税教育は、社会全体で取り組むべきものとの考えの下、学校教育の場においては、各都道府県に設置した、国、地方公共団体、教育関係者などからなる租税教育推進協議会を中心に、広く関係民間団体の協力を得て、学校の先生方を対象とした講習会のほか、学校からの要請に基づく税務職員の講師派遣や租税教育用副教材の作成・配付、作文募集などを行っています。

また、国税庁ホームページに「税の学習コーナー」を設け、児童・生徒が楽しみながら税を学習できるようにクイズやゲーム等のコンテンツを用意するとともに、学校の先生を始め、租税教育を行う指導者の方が利用できるパワーポイントの「租税教育用教材」を提供しています。

さらに、東京上野税務署内に租税教育専用の施設「タックス☆スペースUENO」<http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/gakushu/taiken/O1.htm> を設置しています。

【タックス☆スペースUENOのお申込み・お問い合わせ先】

東京上野税務署 税務広報広聴官 電話 03-3821-9001（内線361、362）



タックス☆スペースUENOの風景

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校和光校舎にある租税史料室は、日本の税に関する歴史的資料を展示した唯一の専門施設として数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、中高生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、専門のスタッフが、所蔵史料の歴史的考察や過去の租税制度の研究も行っています。

なお、所蔵史料の解説など、詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校コーナー<http://www.nta.go.jp/ntc/index.htm> をご覧ください。



租税史料室

(3) 説明会

国税庁は、税に関する手続や税制改正の内容などについて、納税者に理解を深めていただくため、全国の税務署において説明会を開催しています。

具体的には、申告に必要な記帳や帳簿などの保存の必要性や、申告書や決算書の作成方法などを指導するための説明会、源泉徴収を行う義務のある企業等を対象とした年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、税に関する情報提供を行うための様々な説明会を開催しています。

● 各種説明会の開催回数・参加人員 (平成20事務年度)

各種説明会	
開催回数	28,841回
参加人員	1,336千人

(4) 税務相談

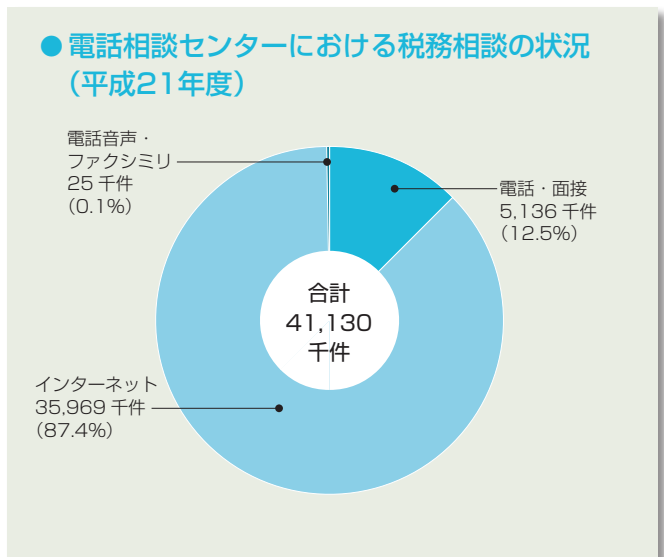
税務相談は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、税に関する情報を提供したり、税務一般に関する質問に答えるもので、納税者サービスの一環として行っています。国税庁は、納税者の税に関する質問・相談に答えるため、国税局ごとに電話相談センターを設置し、一般的な電話相談について集中的に受け付けています。

電話相談センターでは、税務全般について経験豊かな税務相談官を集中配置し、原則として税目別に対応しており、より質の高い迅速な回答を行うことにより、納税者の利便性の更なる向上に努めています。

なお、東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターには、外国人のための英語による税務相談に対応する税務相談官も配置しています。

また、税に関するよくある質問など定型的情報については、国税庁ホームページの「タックスアンサー」で提供しています。

一方、具体的書類や事実関係を確認する必要などがあり、面接による相談が必要な場合には、所轄税務署において予約制で受け付けることにより、税務署における待ち時間の解消を図るなど、相談内容に応じた効果的・効率的な運営に努めています。



電話相談センター

(5) 事前照会

納税者が実際に行う取引などについての税法の適用が不明な場合は、税務署や国税局で事前照会に応じています。このうち、文書による回答を求める旨の申出があった場合には、同様の取引について税法上の取扱いが明らかになっていないなど一定の要件を満たすときに、文書による回答を行っています。さらに、他の納税者にも役立つよう、その照会、回答の内容などを国税庁ホームページで公表しています。この文書回答手続については、納税者の将来の取引についても、税法の適用をあらかじめ明らかにするため、「実際に行われた取引」とともに、「将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なもの」も対象としています。併せて、照会者名などの照会者を特定する情報を原則非公表とするなど、納税者が利用しやすいような手続としています。

なお、平成21年度の文書による回答を求める照会件数は、146件となっています。

2 確定申告

平成21年分の所得税の確定申告を行った申告者数は2,367万人に上り、国民の5人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者数は、1,299万人を超え、所得税の確定申告者数の半数以上を占めています。

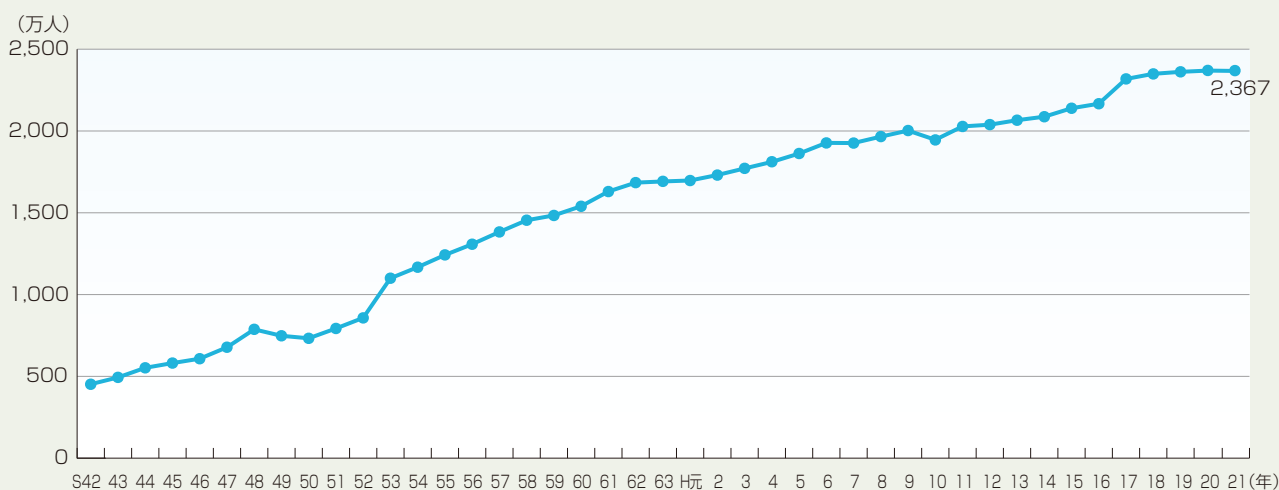
国税庁は、申告者数の増加に加え、多様化にも対応して、納税者の満足度を高めるため、申告に関連するコストをできるだけ小さくするとともに、良質なサービスを提供するように工夫しています。

(1) 自書申告の推進

自書申告とは、納税者が自ら申告書を作成して、税務署に提出していただくことです。納税者自らが進んで適正な申告と納税を行うことを基本としている申告納税制度の下、納税者が税の仕組みを理解し、自ら申告書を作成していただくことは、非常に重要です。このため、より多くの納税者が自宅から自発的かつ適正に申告を行えるよう、国税庁ホームページなどで税に関する情報を提供するとともに、同ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxなどITを活用したサービスを提供し、自書申告推進のための環境整備に努めています。また、申告相談を希望する納税者には、適切な相談体制を構築するとともに、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを、税務署が設置する申告相談会場に配備することにより、自書申告を推進しています。

所得税の確定申告期には、毎年2,000万件を超える多数の申告書が提出されているため、各種施策の実施に当たっては、納税者利便の向上を図りつつ、限られた定員の中で確定申告事務全体を円滑かつ効率的に実施することとしています。

● 個人申告者数の推移



(2) 閉庁日における申告相談などの実施

所得税の確定申告期について、「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

なお、納税者利便を考慮しつつ効率的な実施に努めた結果、平日に申告会場に来署できない給与所得者など、利用された納税者からは、毎年高い評価を受けています。

平成21年分の確定申告期においては、平成22年2月21日と28日に実施し、26万5,000件の所得税の確定申告書の提出がありました。

参考 還付申告・更正の請求

源泉徴収された税金や予定納税をした税金が年間の所得について計算した税金の額より多いときには、還付申告をすることによって、納め過ぎた税金が還付されます¹。

また、計算に誤りがあったために既に行った申告について、納税額が多過ぎた場合や還付金額が少な過ぎた場合には、更正の請求²をすることができます。

国税庁では還付申告や更正の請求に対し、関係法令に基づき、適正かつ迅速な処理を図っています。

参考 災害などにあった場合

- (1) 災害などの理由により申告、納税などをその期限までにできないときは、所轄の税務署長に期限の延長を申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
- (2) 地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除のいずれか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
- (3) 地震、火災、風水害などの災害によって財産に相当の損失を受けた場合に、損失を受けた日から1年以内に納期限が到来する国税があるときは、災害のやんだ日から2か月以内に税務署長に申請し、その許可を受けることにより、納期限から1年以内の範囲で納税が猶予されます。
- (4) 災害や盗難などによって既に納期限が到来している国税を一時に納付することができなくなったときは、税務署長に申請し、その許可を受けることにより、一時に納付することができないと認められた金額を限度として、1年以内の範囲で納税が猶予されます。

1 一定の要件に該当する場合には、還付加算金が加算されます。

2 更正の請求は、定められた期間内に、誤りの内容などを記載した更正の請求書を税務署に提出することにより行います。

II 適正な申告と納税の推進

地方税当局との協力

地方税の中には、対象となる納税者や税の仕組みが国税と共通しているものがありますので、納税者の申告手続の簡略化を図るために、制度面や執行面において、国税（当局）と地方税（当局）との間で緊密な連携を図っています。例えば、制度面では、所得税の申告をした納税者は、地方税である個人事業税や個人住民税の申告をしなくても済みます。また、消費税と地方消費税の申告なども同一の手続で行うことができます。執行面では、多くの市区町村で所得税の申告の相談などを行っています。このほか、国税当局と地方税当局が共同して、申告説明会の開催や税務広報を実施しています。こうした執行面の相互協力は、国税当局と都道府県・市区町村の各地方税当局との協議に基づいて実施しています。

3 適正・公平な税務行政の推進

国税庁は、適正かつ公平な課税を実現するため、限られた人員等をバランスよく配分し、大口・悪質な納税者に対しては組織力を最大限に活かした的確な調査を行う一方で、簡単な誤りの是正などは簡易な接触を組み合わせて行うなど、メリハリのある事務運営を心掛けています。

特に不正に税金の負担を逃れようとする納税者に対しては、様々な角度から厳正な調査を実施することとしています。

具体的には、KSKシステムを活用して、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や各種資料情報などを基に、業種・業態・事業規模といった観点から分析して、調査対象を選定しています。

なお、資料情報については、適正・公平な課税を実現する上で重要であることから、調査において活用効果の高い資料情報を効率的に収集するための体制を整備しています。

● 税務調査等の件数

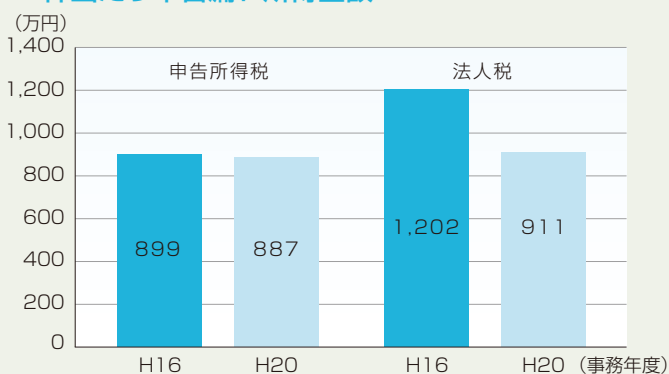
(単位：千件)

	平成18事務年度	平成19事務年度	平成20事務年度
調査の件数	474	466	332
簡易な接触の件数	658	698	732

税務調査は、納税者の申告内容を帳簿などで確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるものです。特に悪質な納税者に対する税務調査には日数を十分かけるなど重点的に取り組んでいます。

実地調査で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額は、平成20事務年度においては、申告所得税は887万円¹、法人税は911万円となっています。

● 実地調査で把握した申告所得税・法人税の1件当たり申告漏れ所得金額



¹ 実地調査のうち、特別・一般調査に係る金額です。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

イ 資産運用の多様化・国際化に対する取組

高額な所得が見込まれるが申告額が少なかったり、そもそも申告を行っていない者などについては、資産運用の多様化・国際化も念頭に置いた上で調査等に取り組んでいます。

ロ 消費税の不正還付申告に対する取組

消費税は、主要な税目の一つであり、預り金的性格を有するため、国民の関心が極めて高く、一層の適正な執行が求められています。特に、消費税について虚偽の申告により不正に還付金を得るケースも見受けられるため、還付の原因となる事実関係について十分な審査を行うとともに、還付原因が不明な場合には、調査等により接触し、不正還付防止に努めています。

ハ 審理の充実

税務行政に対する信頼を確保するために、課税がきちんとした事実認定の下、適切な法令解釈あるいは法令の適用がなされていることが重要です。

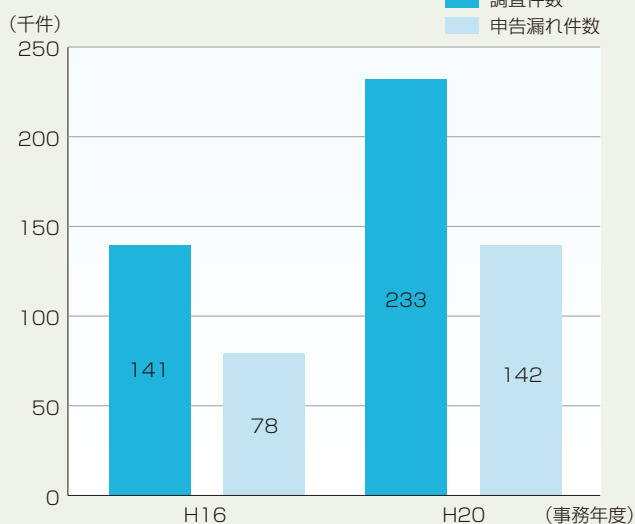
このため、あらゆる事案において、常に、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めています。その際、確実に法令要件が満たされているかなどを確認するための手続・手順の遵守を徹底しています。

消費税調査の取組

○ 悪質な消費税不正還付事例

- 架空の契約により、不動産や機械設備などの固定資産を取得したように偽装し、不正に消費税の還付を受けていた。
- 事業者が支払う人件費は課税取引とならないが、関係会社（人材派遣会社など）からの派遣であると偽ることにより、課税取引である外注費に偽装して不正に消費税の還付を受けていた。

● 消費税の調査状況（個人・法人）



Ⅱ 適正な申告と納税の推進

(2) 適正な源泉徴収制度の運営

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度の円滑な運営と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正に源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

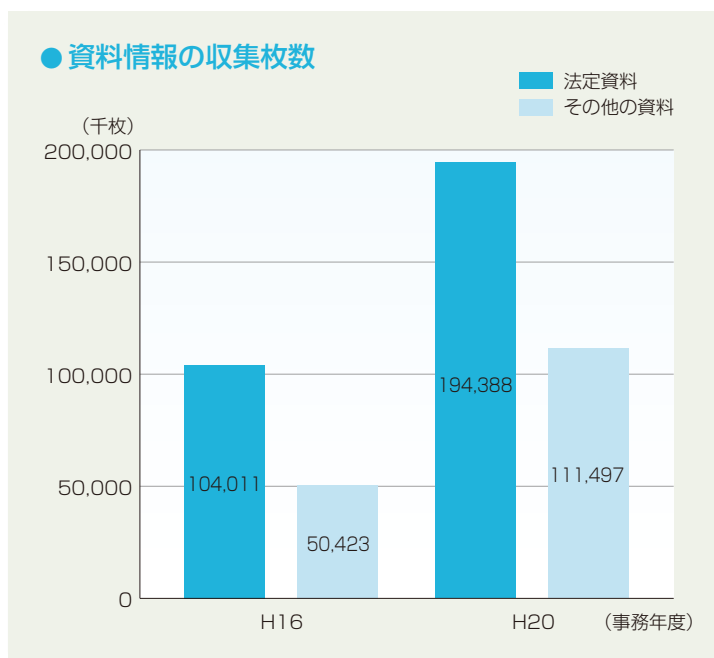
また、預り金である源泉所得税を納期限まで納付していない源泉徴収義務者に対しては、文書や電話照会により効率的な納付指導を実施しています。特に、大口、悪質・処理困難事案に対しては、厳正・的確に対応しています。

(3) 資料情報

国税庁では、税法などの規定により提出が義務付けられている給与所得の源泉徴収票や利子等の支払調書のほか、調査などの際に把握した裏取引や偽装取引に関する情報など、様々な資料情報の収集を行っています。

国税庁で収集した資料情報は、現在、年間3億枚にも上り、これらの情報と申告に関するデータを一元的にK S Kシステムで管理し、的確な指導や税務調査に活用しています。

また、近年の経済社会の広域化、国際化、高度情報化などに対応するため、新しい取引形態に関する資料情報を積極的に収集しており、海外の企業との取引、海外投資に関する情報、インターネットを利用した電子商取引などの資料情報の収集に取り組んでいます。



(4) 査察

一般の税務調査とは別に、偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者には、正しい税を課すほかに、反社会的行為に対して刑事責任を追及するため、強制的権限を行使するなど犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求めます。これを査察制度といいます。査察制度の目的は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じ、適正・公平な課税の実現と申告納税制度を維持することにあります。

経済取引の広域化・国際化はもとより、金融取引の多様化などにより、脱税の手段や不正資金の隠匿方法が複雑・巧妙化して、査察を取り巻く環境は厳しさを増しています。このような状況の中で、全国に配置されている国税査察官は、査察制度の目的を達成し、引き続き国民の負託に応えていくため、社会公共の敵である脱税者に対し厳正な態度で臨み、その摘発に全力を挙げています。

平成21年度においては、213件の査察調査に着手する一方で、前年度から引き続き査察調査を行っていた事件も含めて210件を処理し、そのうち149件を検察官に告発しました。脱税総額は290億円、告発事件1件当たりの脱税額は1億7,100万円となっています。

脱税の手口としては、売上を故意に隠したり、原価を不当に高く計上したりといったものや利益を全く申告しないものが目立っていました。また、脱税で得た資金を海外で隠匿していた事例も見受けられました。

なお、平成21年度中に一審判決が言い渡された事件は141件で、すべての事件について有罪判決が出されました。平均の懲役月数は14.6か月、罰金額は1,700万円となっています。また、実刑判決は7人にされました。実刑判決は昭和55年以降毎年言い渡されています。

● 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
平成20年度	211 件	208 件	153 件	35,070 百万円 (24,942)	169 百万円 (163)
平成21年度	213	210	149	29,026 (25,475)	138 (171)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

● 査察事件の判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1人当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
平成20年度	154 件	154 件	100.0 %	9 人	79 百万円	16.1 月	22 百万円
平成21年度	141	141	100.0	7	86	14.6	17

※ ③～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。
犯則税額とは、偽りその他不正の行為により免れた税額をいいます。

参考 税務調査について

国税庁においては、適正申告の実現を図るため、納税者に対して、的確な調査・指導を実施することとしています。

(1) 調査の事前通知

調査に際しては、納税者の都合を伺うため、原則として、調査日時などをあらかじめ電話により通知しています。ただし、ありのままの事業実態などの確認を行う必要がある場合には、事前に通知は行っていません。

なお、事前通知は、所得税の調査で約8割、法人税の調査で約9割実施しています。

(2) 調査の進め方

税務調査のため、職員が納税者の住居や事務所に伺う際には、写真入りの身分証明書などを提示して職員の身分と氏名を明らかにしています。

税務調査の際、調査担当者に日々の取引を記帳している帳簿書類などを提示していただき、申告内容や帳簿書類などに関する質問に対して正確に説明していただければ、税務調査は迅速かつ円滑に進みます。

また、調査を開始した場合は、納税者にかかる負担を少なくするため、できるだけ迅速に進めることとしています。

税務調査は、原則として、納税者本人の立会いの下に行います。

なお、納税者は、税務代理を委嘱した税理士を税務調査に立ち合わせることができます。

(3) 調査終了後の対応

税務調査において申告内容に誤りが認められた場合、納税者に申告の誤りの内容などについて説明することとしています。

申告内容の誤りを是正するための修正申告を勧める際には、「修正申告等について」という書面を用いて、修正申告等に係る異議申立てや審査請求ができないことや延滞税及び加算税について説明をしています。また、今後の申告や帳簿書類の記帳などに関して指導事項があるときは、その内容についても説明を行い、税務調査を契機に納税者が税務知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう努めています。

なお、納税者が修正申告などの勧めに応じない場合には、税務署長が更正又は決定を行い、納税者のもとに更正通知書や決定通知書を送付しています。

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められなかった場合、次のような対応をとっています。

- ① 申告内容に誤りが認められず、かつ、指導事項もないときには、納税者に対して、「調査結果についてのお知らせ」という書面を送付しています。
- ② 修正申告などには至らないが、今後の申告や帳簿書類の備付け、記録、保存に関して指導事項があるときには、その内容について説明を行っています。また、税務調査が終了したことを明確に伝えています。

参考 情報の厳正な管理

税金の計算においては、収入や売上、経費の支払いなど納税者のプライバシーに触れる情報が必要となります。また、税務調査では、取引先に関する情報なども必要となる場合があります。こうした納税者のプライバシーや情報が簡単に漏れるようでは、納税者の国税庁への協力は期待できなくなり、円滑な調査に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が課されることとなっています。こうした罰則規定の趣旨を徹底するため、定期的に職員に対する研修を行っています。また、お話を伺う場所についても、プライバシーを配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨などを踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

参考 加算税・延滞税の取扱いと免除

適正な申告や納税を確保するため、期限内に正しい申告や納税をしていない場合、申告所得税や法人税などのほかに延滞税がかかる場合があります。さらに、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税がかかる場合があります。

延滞税	納期限の翌日から2か月を経過する日まで	年4.3%（平成22年の場合）※
	納期限の翌日から2か月を経過した日以後	年14.6%

※ 金融情勢により年ごとに変動します。

加算税		通常の場合	仮装隠ぺいがあった場合
	期限内に申告したが税額が少なかった場合	過少申告加算税 (10%又は15%)	重加算税(35%)
	期限内の申告がない場合	無申告加算税 (15%又は20%)	重加算税(40%)

なお、納税者の責めに帰すべき事由のない、正当な理由があると認められる場合は、過少申告加算税又は無申告加算税は課されません。

また、災害による納税の猶予を受けた場合、国税職員の誤った申告指導などによって納税者が申告又は納付することができなかったなど一定の要件に該当する場合には、延滞税の全部又は一部が免除されます。国税庁では、こうした加算税などが課されない場合の取扱いを定め、国税庁ホームページで公表しています。

4 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成20年度においては、税務署に申告された国税などの課税額（徴収決定済額）が約49兆1,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金（収納済額）が約48兆1,000億円となっており、その収納割合は98.1%¹でした。

国税は、納税者が自ら申告し、その税額を自ら期限までに納付する申告納税制度を原則としています。このため、期限を失念して納付が遅れてしまうことがないよう広報に努めるほか、継続的に申告・納付を行う申告所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税が利用できることを案内しています。さらに、平成16年からは、e-Taxによって自宅やオフィスでの国税の納付が可能となり、平成20年1月からは、コンビニでの納付を開始しました。加えて、平成21年9月からは、新たな納付手段として、ダイレクト納付を導入するなど、納税者サービスの更なる向上を図っています。

また、前回、期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限を過ぎても納付のない納税者には、督促状を発付する前に電話で連絡して納付を促すなど、滞納の未然防止を図っています。

ダイレクト納付（国税ダイレクト方式電子納税）

ダイレクト納付とは、事前に税務署へ届出をすることで、e-Taxを利用して電子申告や納付情報登録などを行った後に、金融機関のインターネットバンキングを経由することなく、簡単なクリック操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して電子納税を行うことができる新たな納付手段です。

なお、ダイレクト納付は、納税者の利用する金融機関がダイレクト納付に対応している必要があるため、国税庁では、未対応の金融機関に対応を要請するなど利用可能金融機関の拡大に向けた取組を行っており、平成22年3月末現在では、52の金融機関で利用可能となっています。

国税のコンビニ納付

国税については、金融機関や税務署の窓口が開いていない夜間や休日においても、4万箇所を超えるコンビニエンスストア店舗で納付手続が可能となっており、平成21年1月から12月までのコンビニ納付件数は、約103万件でした。

なお、コンビニ納付を利用するためには、バーコード付納付書が必要であり、納付金額が30万円以下で、次のような場合に所轄の国税局・税務署で発行します。

- ① 確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税など）
- ② 督促・催告を行う場合（全税目）
- ③ 賦課課税方式による場合（各種加算税）
- ④ 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合（全税目）

¹ 徴収決定済額のうち、延納申請中であるなどの理由により、収納が翌年度以降となるものを収納済額に含めた場合の収納割合は99.2%となります。

(2) 滞納の整理促進への取組

滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいい、平成20年度末時点の滞納税額は約1兆5,538億円となっています。

国税庁では、まず滞納が発生しないようにすることが重要であると考えており、滞納の未然防止や早期徴収を図るため、国税組織全体として国税の確実な徴収に取り組んでいます。

その上で、滞納となった国税については、これを放置すると、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性が確保できず、適正・公平な徴収が実現しないこととなるため、早期着手・早期保全に努めるとともに、以下の基本方針の下、滞納の整理促進に取り組んでいます。

なお、滞納処分の執行は、納税者の権利・義務に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情を踏まえながら、法令に基づき適切に対応しています。

イ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索、差押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠ぺい等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の積極的な告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

ロ 処理困難事案に対する重点的な処理

処理困難事案については、相当の事務量や処理の進展に高度な徴収技法の活用が必要なため、広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的な対応を行うとともに、詐害行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

ハ 消費税滞納事案の確実な処理

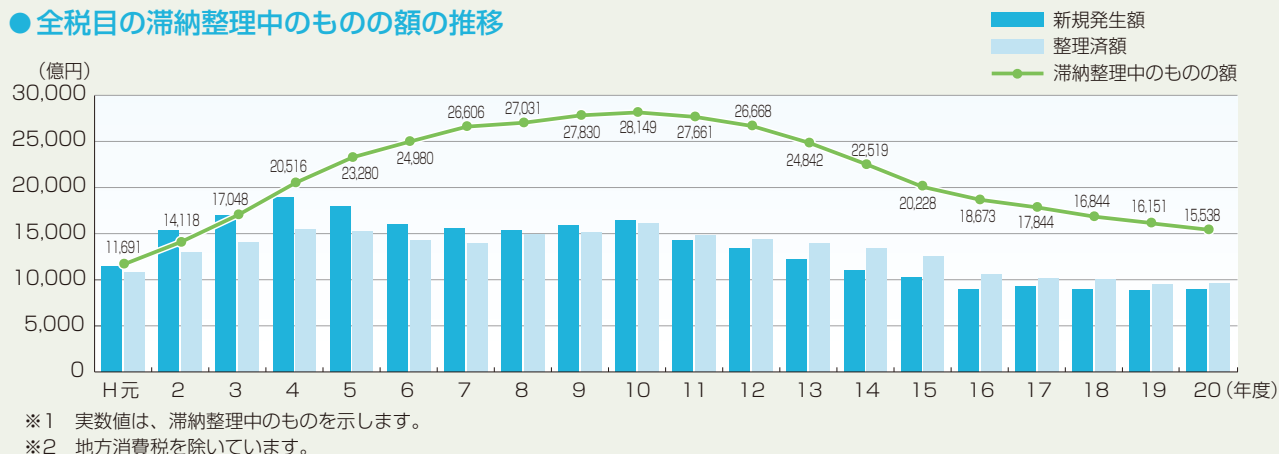
消費税滞納については、国民の関心が高く、また、滞納全体に占める割合が年々高まっているため、国税局及び税務署を通じて消費税滞納を含む滞納事案の完結に向けて確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠ぺいなどを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

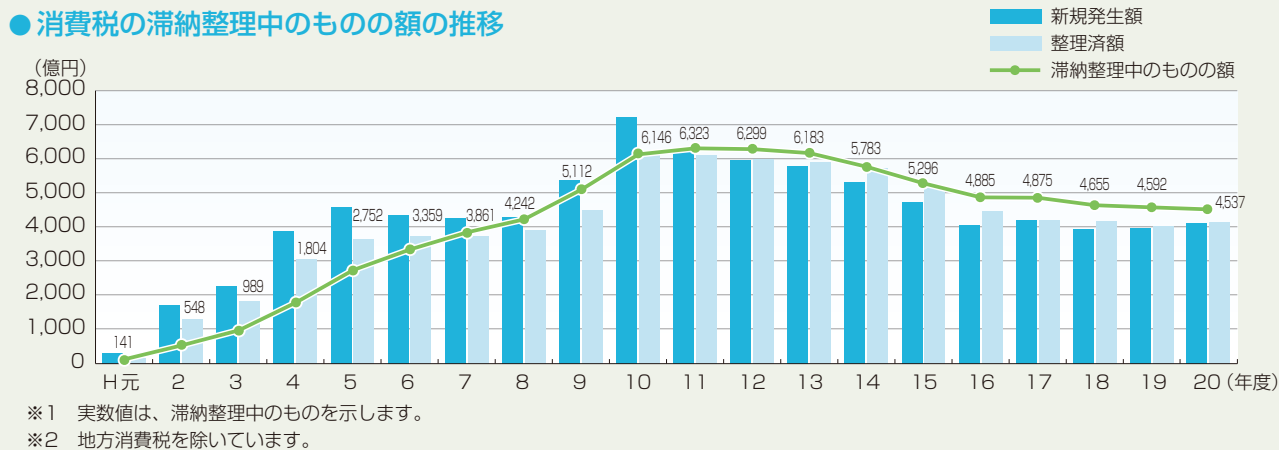
2 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者の間における債権者（国）を害する法律行為（詐害行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます（国税通則法第42条、民法第424条参照）。

Ⅱ 適正な申告と納税の推進

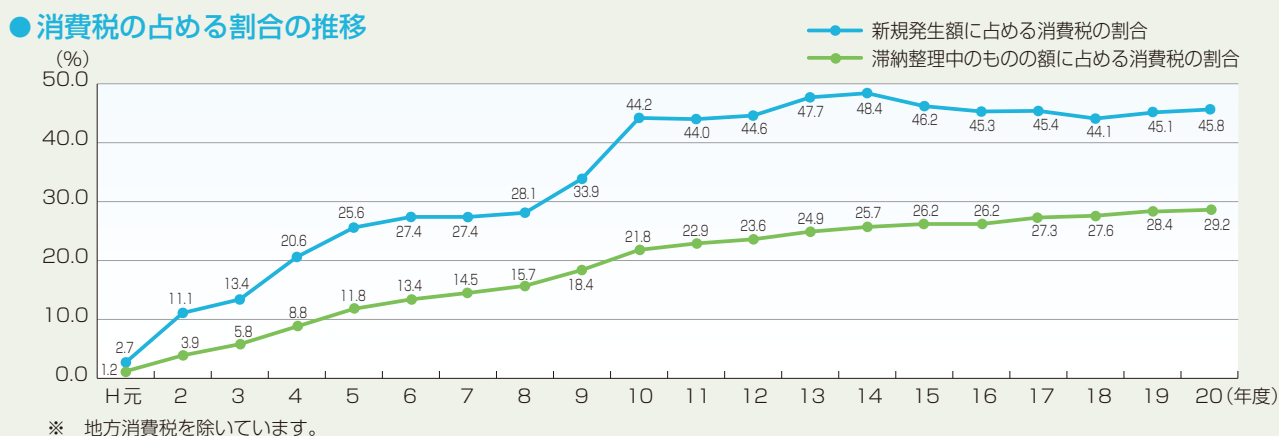
● 全税目の滞納整理中のものの額の推移



● 消費税の滞納整理中のものの額の推移



● 消費税の占める割合の推移



(3) 集中電話催告センター室

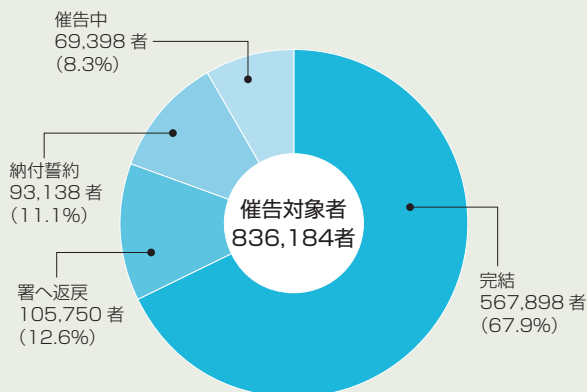
税務署の滞納整理に係る事務量を確保するため、新規滞納事案については、集中電話催告センター室（納税コールセンター）において幅広く所掌し、集中電話催告システムを活用した電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

これにより、平成20年7月から平成21年6月までの1年間で、催告対象約84万者のうち、約57万者（67.9%）が完納し、9万者（11.1%）が分納中となっています。

※ 集中電話催告センター室では、滞納者に対してコンピュータシステムが自動的に電話をかけ、職員が、端末機画面に表示された滞納者情報を参照しながら、効果的・効率的な納付の催告を行っています。

● 集中電話催告センター室の滞納整理状況

平成20年7月から平成21年6月末までに電話催告の対象となった836,184者のうち、完結に至ったのは567,898者となっている。



執務風景

(4) インターネット公売

インターネット公売は、民間のオークションサイトを利用することにより、公売の参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の期間中24時間インターネット上で買受申込みをすることができます。国税庁では平成19年6月から実施しています。

このインターネット公売は、利便性が高く、より多くの公売の参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

平成21年度は、4回のインターネット公売を実施した結果、延べ約7千人の方が参加され、絵画、貴金属、自動車、不動産など約600物件が、約3億円で売却されています。

(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

納税申告や還付申告によって、国税の債権債務の管理業務が大量に発生します。この債権債務を、的確かつ効率的に管理するため、昭和41年からシステム化を図ってきましたが、平成13年にKSKシステムが全国の税務署に導入され、現在は統一されたシステムで債権債務を管理しています。

また、税金の納付については、所得税を中心に年間約4,500万件あり、その大半が金融機関の窓口や口座振替で行われています。この大量に発生する納付を効率的に処理するため、日本銀行による納付書のOCR処理¹など、金融機関や日本銀行との連携によって合理化を図るとともに、所得税と個人事業者の消費税について振替納税²を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払いについても、各税務署から書面で振込処理を行っていましたが、平成13年に振込処理を集中化して、磁気テープによりペーパーレスでの処理に移行し、さらに、平成18年9月からは、振込処理をオンライン化することにより、効率的かつ迅速な処理を進めています。

国税債権債務の管理は、課税と徴収の要となるものです。今後とも、システムの高度活用により、迅速かつ的確な処理を行い、納税者に対する還付金の早期還付を図るなど、サービス向上を図っていきます。

1 「OCR処理（光学式文字認識処理）」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

2 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを記録した磁気テープを送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、送付した磁気テープにその結果を記録して返却してもらうという処理を行います。

Web-TAX-TV

国税庁インターネット番組

ジャンルで選べる税金ガイド

～国税徴収官の仕事～

適正・公平な税の徴収のために、日々努力する
国税徴収官の仕事ぶりをドラマでごらんください。

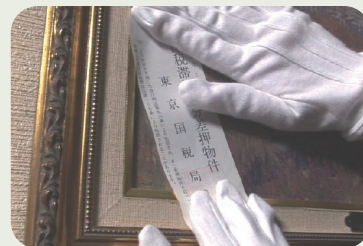


事情があって納付が出来ない方のために納付の相談に応じるなど、納税者の個々の実情に即した対応を行っています

悪質な滞納者について生活実態を把握するための調査を行うこともあります



悪質な滞納者に対しては搜索・差押えを行うなど厳正に対処します



国税庁ホームページで配信中!!

webtaxtv 検索

今すぐアクセス!

5 税理士制度

税理士は、納税者が適正な申告と納税ができるよう援助することなどを職務とする、税務に関する専門家であり、税理士法において「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」という公共的な使命が規定されています。平成22年3月末で、全国で71,606人の税理士が登録を受け、また1,949の税理士法人が設立されています。

納税者は、税理士に申告書の作成を依頼したり、税理士の専門的な助言に基づいて申告を行ったりするなど、税理士が提供するサービスを利用することにより、適正に申告・納税することが可能であり、経済取引の複雑化や納税者数の大幅な増加などの状況の変化の中で、税理士の役割はますます重要になっています。

また、企業や個人事業者は、帳簿の作成や決算などの会計業務についても税理士に依頼したり、助言を受けるケースが多く、税理士は申告の基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

このような税理士となるためには一定の資格要件が必要であり、①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談の各業務は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならないこととされており、同時に、税理士に対しては種々の義務と責任が課されています。

国税庁は、各税理士会や日本税理士会連合会とも協力しながら、税理士の業務の適正な運営と税理士制度に対する国民の信頼の確保に努めています。

(1) 書面添付制度の推進

税理士法に定められている書面添付制度は、税理士が申告書の作成に関して果たした具体的な役割を明確にすることができるとともに、国税庁としてもそれを尊重しようとするものです。具体的に、税理士は、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであることから、添付書類の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、この制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

なお、平成21年7月から、添付書面について意見聴取を行った結果、実地調査に移行しないこととした場合には、その旨を原則として文書により税理士に通知することとしています。

(2) e-Taxの利用促進

e-Taxの普及においても、税理士の果たす役割が極めて大きいことを踏まえ、日本税理士会連合会においては、自主的な目標を掲げて、税理士によるe-Taxの利用推進に取り組んでいます。

国税庁も、税理士によるe-Tax利用が一層拡大するよう、関与先の法人税等の申告が集中する5月末の4日間（日曜日を除く）の受付時間を、午後10時30分まで延長（平常時は午後9時まで）し、利便性向上を図ったほか、各税理士会と協力して、e-Tax説明会の開催や講師派遣を行っています（e-Taxについては、29ページをご参照ください。）。

Ⅱ 適正な申告と納税の推進

(3) 税理士などに対する指導監督

税理士制度に対する国民の信頼を確保するため、国税庁は、税理士に対する指導監督を行っており、税理士会との間で協議会を設けるなど、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士の非行の未然防止に努めています。また、各種情報の収集や調査を的確に実施し、税理士法に違反する行為をしている税理士やいわゆる「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処しています。

平成20年3月には、税理士に対する懲戒処分の透明性を確保するなどの観点から、その処分基準である「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」を公表し、懲戒処分の対象となった者について、官報公告に加えて国税庁ホームページにおいても公表しています。なお、平成21年度の税理士・税理士法人の懲戒処分等件数は29件となっています。

● 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
処分件数	18	28	19	30	29

税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士と税理士法人の義務の遵守、税理士業務の改善進歩に資するために、税理士会の支部と会員の指導、連絡や監督を行うことを目的とする、税理士法に定められた団体で、現在、全国に15の税理士会があり、税理士と税理士法人は、その事務所の所在地を管轄する税理士会の会員になっています。

各税理士会では、①会員の資質の向上、業務の改善・進歩に資するための研修、②小・中・高校での租税教室への講師派遣を通じた社会貢献、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士会を会員とする、税理士法に定められた全国で唯一の団体であり、税理士会とその会員に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務、税理士に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。詳しくは、日本税理士会連合会のホームページ <http://www.nichizeiren.or.jp> をご覧ください。

6 関係民間団体との協調

国税庁は、税に関する情報を直接納税者に提供するだけでなく、青色申告会や法人会などの関係民間団体の協力によって、税に関する情報が各団体を通じて納税者に伝わるようにしています。これらの関係民間団体は、誠実な納税者の団体として適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

また、関係民間団体においては、e-Taxの普及活動や「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進していくことなどにより、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

青色申告会

青色申告会は、青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。現在、全国に約3,700の会があり、会員数は約94万人となっています。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や会員以外の方への青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、最寄りの各地区青色申告会までお問い合わせください。

法人会

法人会は、税知識の普及や、適正な申告納税制度の確立を図ることを目的として結成された団体です。現在、財団法人全国法人会総連合と都道府県単位の連合会を含む社団法人としての法人会が483会あり、会員数は約100万社となっています。各法人会では、税の講習会、研修会の開催や企業経営、社会の健全な発展に貢献するための運動など幅広い活動を行っています。詳しくは、財団法人全国法人会総連合のホームページ <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp> をご覧ください。

間税会

間税会は、間接税についての知識を習得し、申告納税制度における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与することを目的として結成された団体です。現在、全国に566団体があり、会員数は約9万3,000名となっています。間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や滞納防止のための活動を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ <http://www.kanzeikai.jp> をご覧ください。

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、納税のための貯蓄を通じて期限内完納の継続を目指す人々が集まって組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、現在、約5万4,000組合があります。納税貯蓄組合では、振替納税や期限内完納の推進を図り、e-Taxの普及活動や中学生の「税についての作文」の募集など幅広い活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ <http://www.zennoren.jp> をご覧ください。

納税協会

納税協会は、税知識の普及や、適正な申告納税の推進と納税意識の向上を図ることを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。現在、財団法人納税協会連合会と社団法人として83の納税協会があり、会員数は個人・法人合わせて約24万人社となっています。各納税協会では、税知識の普及のための広報活動や各種説明会の開催など青色申告会と法人会の両団体と同様な活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ <http://www.nouzeikyokai.or.jp> をご覧ください。

Ⅲ 利便性の向上と効率化のための取組

行政分野へのITの活用と業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るため、平成15年7月に「電子政府構築計画」が決定され、今日まで、政府全体として、国民の利便性・サービスの向上のための取組、ITを活用した業務改革を行うための取組が推進されてきています。

国税庁においても、納税者の利便性の向上を図りつつ、既存の事務処理や経費の支出についての見直しを行い、一層の事務の簡素化・効率化を図るよう、各種施策に取り組んでいます。

特に、IT化時代に対応した税務行政の推進として、インターネットを利用して国税に関する申告や納税、申請・届出などが行えるe-Taxを今後の税務手続の中心を担う手段と位置づけ、その利便性の一層の向上と普及の推進を図っています。

また、税務行政を取り巻く環境が変化する中で、変化に柔軟に対応した効率的な事務運営を行うため、全体最適化を目指した業務・システムの最適化のための中期的計画を策定し、この計画に沿って、利便性の向上と効率化に取り組んでいます。

1 e-Tax

国税庁では、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などITを活用した申告・納税を推進することにより、納税者の利便性の向上や事務の効率化を図っています。

(1) e-Tax

e-Taxは、これまで書面で行われていた所得税、法人税、消費税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種申請・届出について、インターネットを通じて手続が行えるものです。また、税金の納付も、全税目についてインターネットやペイジー（Pay-easy）¹対応のATMなどを利用して行うことができます。

納税者や税理士は、e-Taxを利用することにより、税務署や金融機関の窓口に行くことなく、自宅や事務所などから申告や納税などの手続を行うことが可能となり、さらに、e-Taxに対応した税務・会計ソフトウェアを利用することにより、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行い、事務の省力化やペーパーレス化といった効果が生まれてきます。

国税当局にとっても、申告書收受や郵送提出分処理、データ入力の事務の削減など、直接的な効果があるほか、間接的な効果として、文書管理コストの低減や、文書検索の容易化が可能となり、税務行政の効率化が図られることとなります。

こうしたことから、国税庁は、e-Taxの普及のため、国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」（平成18年3月決定、平成19年3月改定）や「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月決定）に盛り込まれた各種施策を強力に推し進めてきました。具体的には、e-Taxで申告された還付申告について、処理期間を短縮したり、税務署が設置する申告相談会場にパソコンを配備し、納税者が「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxを利用することができる体制の整備などを行いました。また制度面においても、個人の所得税申告について、医療費の

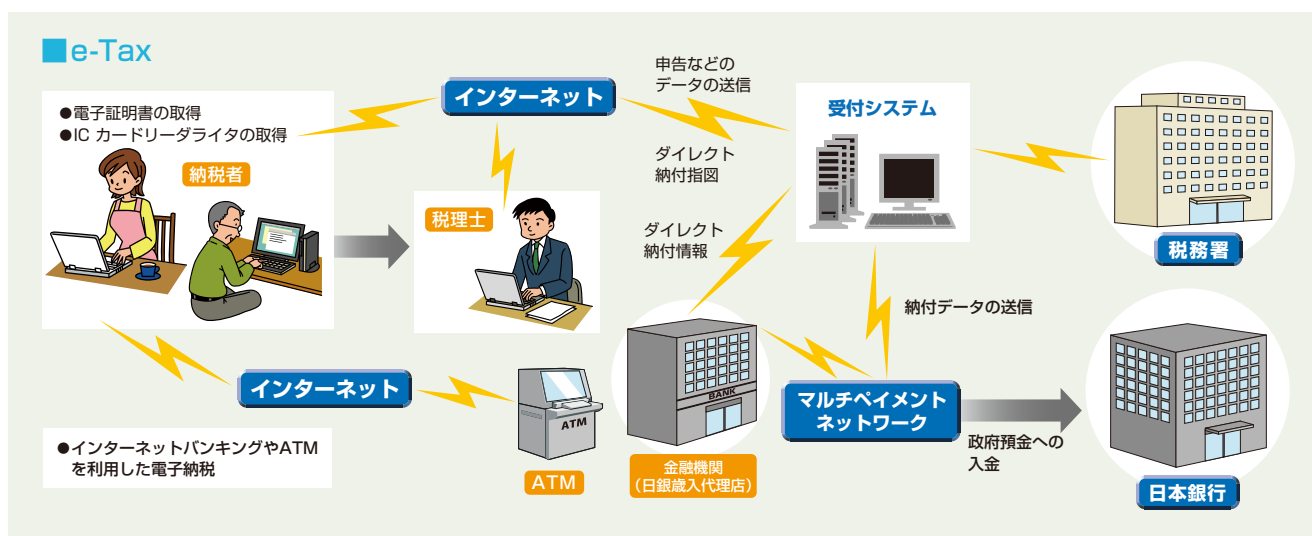
1 「ペイジー」とは、これまで金融機関やコンビニエンスストアの窓口で支払っていた公共料金などを、インターネットに接続されたパソコンやATMから支払うことができるサービスをいいます。

領収書など一定の第三者作成の添付書類の提出又は提示を省略可能²とされたり、e-Taxの普及の前提となる電子署名の問題について、税理士が納税者の依頼を受けて電子申告を行う場合は、納税者本人の電子署名を省略することができるよう措置がなされました。

さらに、e-Taxを利用して所得税の確定申告書を提出する場合、納税者本人の電子署名及び電子証明書を付して提出期限内に送信したときは、その年分の所得税の額から最高5,000円の税額控除を受けられることができる制度が設けられています（平成19年分から平成22年分の間でいずれか1回受けられます。）。

平成21年度においては、平成20年度に実施した「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxに送信する際の操作性の改善やヘルプデスクの大幅な拡充に加えて、e-Taxホームページから「確定申告書等作成コーナー」への誘導をより分かり易くする画面の改善、法人税等の申告が集中する5月末の受付時間の延長、確定申告期のすべての日曜日においてヘルプデスクの受付を実施、新たな納付手段であるダイレクト納付のサービスの開始など、更なる利便性向上やサポート体制の充実に努めたところ、e-Taxの利用率は、平成20年度の37%から平成21年度は45%に増加しました（ダイレクト納付については、21ページをご参照ください。）。

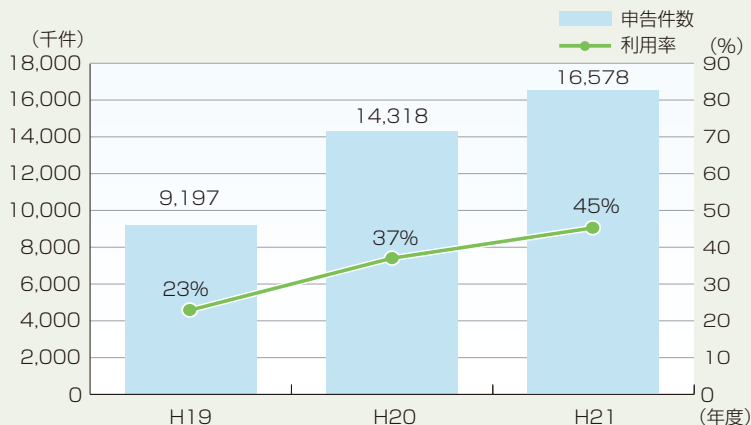
今後も、国税庁としては、e-Taxの普及に向けて、使い勝手の向上など各種施策に取り組んでいきます。同時に、e-Tax普及による事務の効率化等の効果が最大限発揮されるよう、業務・システムの一層の見直しを進めていきます。



2 第三者作成書類の提出又は提示を省略する場合、その第三者作成書類の記載事項を入力して確定申告書と併せて送信する必要があります。また、記載事項の入力内容を確認するため、必要があるときは、法定申告期限から3年間、税務署からこれらの書類の原本の提出又は提示を求められることがあります。

Ⅲ 利便性の向上と効率化のための取組

● e-Taxを利用した申告などの件数と利用率の推移



※ 計数は、オンライン利用拡大行動計画における重点手続の利用件数と利用率です。

イータ君



「イータ君」は、e-Taxのイメージキャラクターです。名称は、e-Taxからとったものであり、デザインはe-Taxの「e」とパソコンの「モニター」の画面をモチーフにしたものとなっています。

(2) 確定申告書等作成コーナー

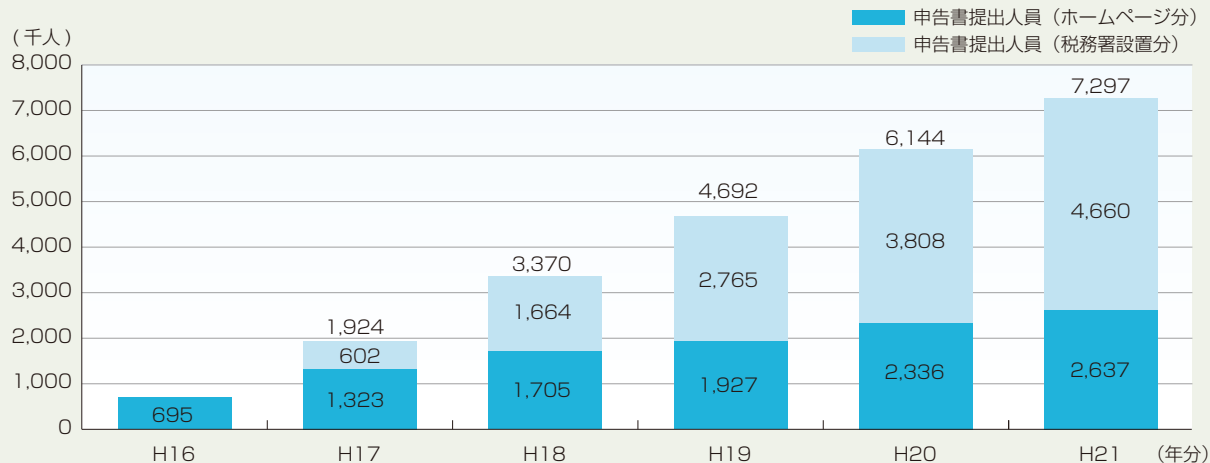
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、パソコンの画面上の手順に従って金額等を入力することにより、所得金額や税額が自動計算され、所得税、個人の消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

また、作成したデータはそのまま当コーナーからe-Taxを利用して送信することができる（贈与税を除きます。）ほか、必要に応じて印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

平成14年分の確定申告期に導入して以来、利用者数は年々増加しており、平成21年分の確定申告期においては、「確定申告書等作成コーナー」で作成された所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンを通して作成されたものを含めて730万件と、全提出人員の30.8%以上を占めています。このうちの約65%程度がe-Taxにより提出されているところです。

このコーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

● 確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員の推移



※ 翌年3月末日までに提出された計数です。
 税務署設置分の確定申告書等作成コーナーは、平成16年から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。
 平成15年分以前の申告書提出人員は未把握です。
 平成19年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

2 業務・システムの最適化

国税庁では、平成15年7月に決定された「電子政府構築計画」に基づき、①業務を的確に実施するための事務処理の簡素化・効率化、②IT活用による納税者利便性の向上等、③IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化、④システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保、⑤システム関係経費の削減及び調達透明性の確保を図ることを基本理念として、平成18年3月に「国税関係業務の業務・システム最適化計画」（平成22年6月改定）を策定・公表し、国税関係業務・システムの最適化に取り組んでいます。

この1年間の施策を見ると、事務処理の簡素化・効率化の観点では、平成21年7月から内部事務の一元化を全国の税務署で実施しているほか、e-Taxの普及に伴う事務処理の一層の効率化を推進しています。

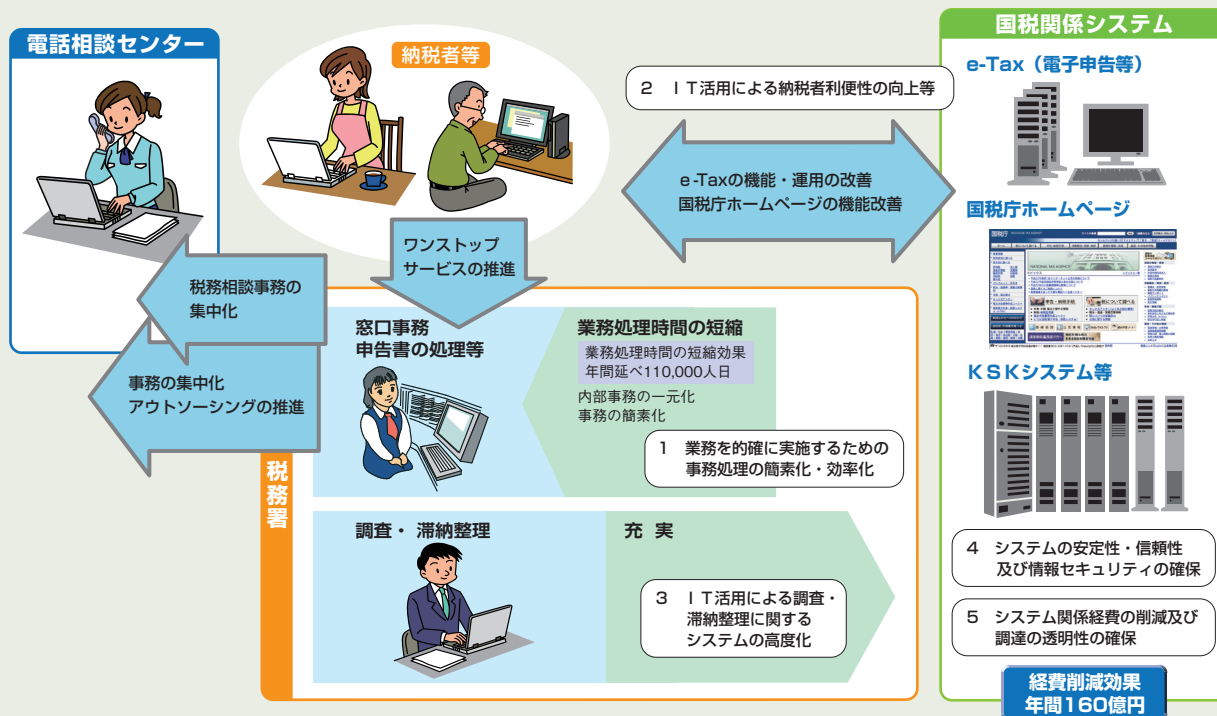
納税者の利便性の向上などの観点では、e-Taxの使い勝手の向上を進めたほか、新たな国税の納付手段であるダイレクト納付を導入しました。

システムの高度化の観点では、調査・滞納整理の一層の充実を図るため、経済社会の国際化・高度情報化に対応するシステム改善を実施しています。

システム関係経費の削減及び調達透明性の確保の観点では、KSKシステムを互換性の高いシステムに移行するオープンシステム化¹、採用するソフトウェアの汎用製品化、機器更新を行う際の機器の統合などを推進しています。

厳しい行財政事情の下で、このような業務・システムの最適化に取り組むことにより、経費の節減、行政運営の簡素化、業務効率や納税者利便性の向上を図るとともに、適正かつ公平な課税の実現という国税庁の任務を的確に果たすため、税務調査や滞納整理の一層の充実を図っています。

●「国税関係業務の業務・システム最適化計画」の実施内容（イメージ図）



¹ オープンシステム化とは、特定のメーカーに依存することなく、広く複数のメーカーの製品を取り込める互換性の高いシステムへ移行することです。

Ⅲ 利便性の向上と効率化のための取組

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接にかかわっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、国税関係システムの安定的な運用を図っています。

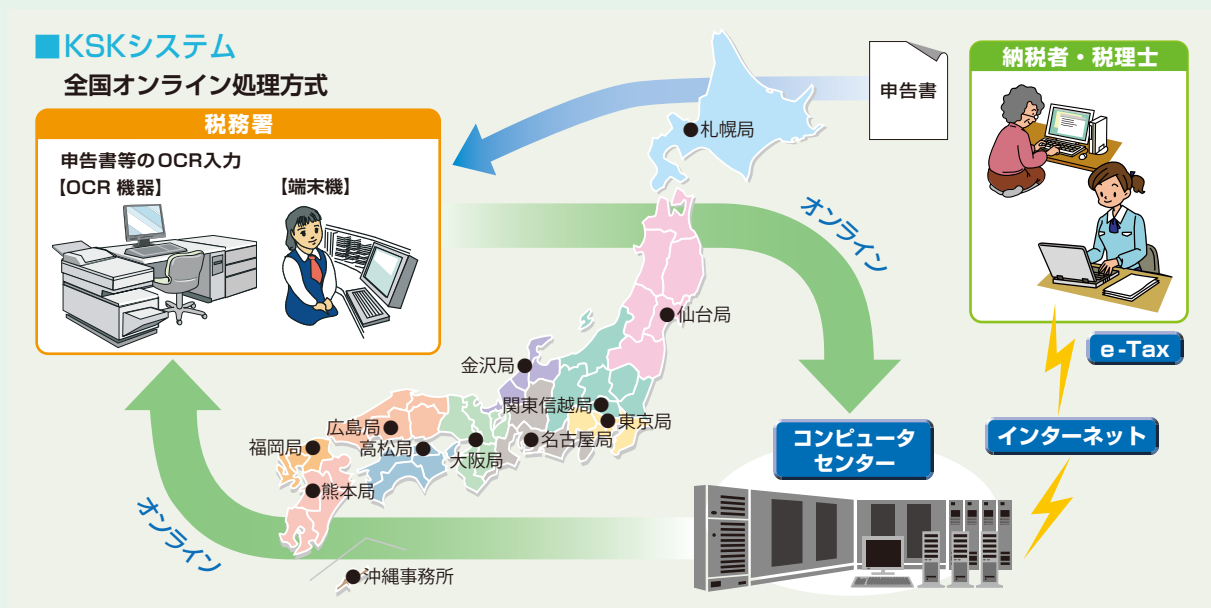
また、国税関係システムは、大量の納税者情報を保有・蓄積することから、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。このため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするほか、情報セキュリティに関する訓令を定めてその徹底を図り、さらには、外部専門家によるセキュリティ監査を定期的実施し必要な対策を講ずるなど、情報セキュリティの確保に努めています。

なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)¹を構築し、平成19年にISMS適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001:2005・JISQ27001:2006²に基づく認証)を取得しました。認証を取得したことにより、国税組織全体の情報セキュリティ管理体制の整備や強化につながりだけでなく、職員は情報セキュリティに対する意識が向上し、自覚と使命を持って、システムの運用に努めています。

参考 KSKシステム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。

平成2年から本格的な開発を開始し、平成7年以降、順次導入を進め、平成13年からは全国での運用を開始しています。



1 情報セキュリティマネジメントシステムとは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取り組みのことです。

2 ISO/IEC27001:2005とは、国際標準化機構 (International Organization for Standardization) の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、2005年10月に国際規格として標準化されました。また、JISQ 27001:2006とは、ISO/IEC 27001に対応して、2006年5月に発行された国内規格です。

3 内部事務一元化の全署実施

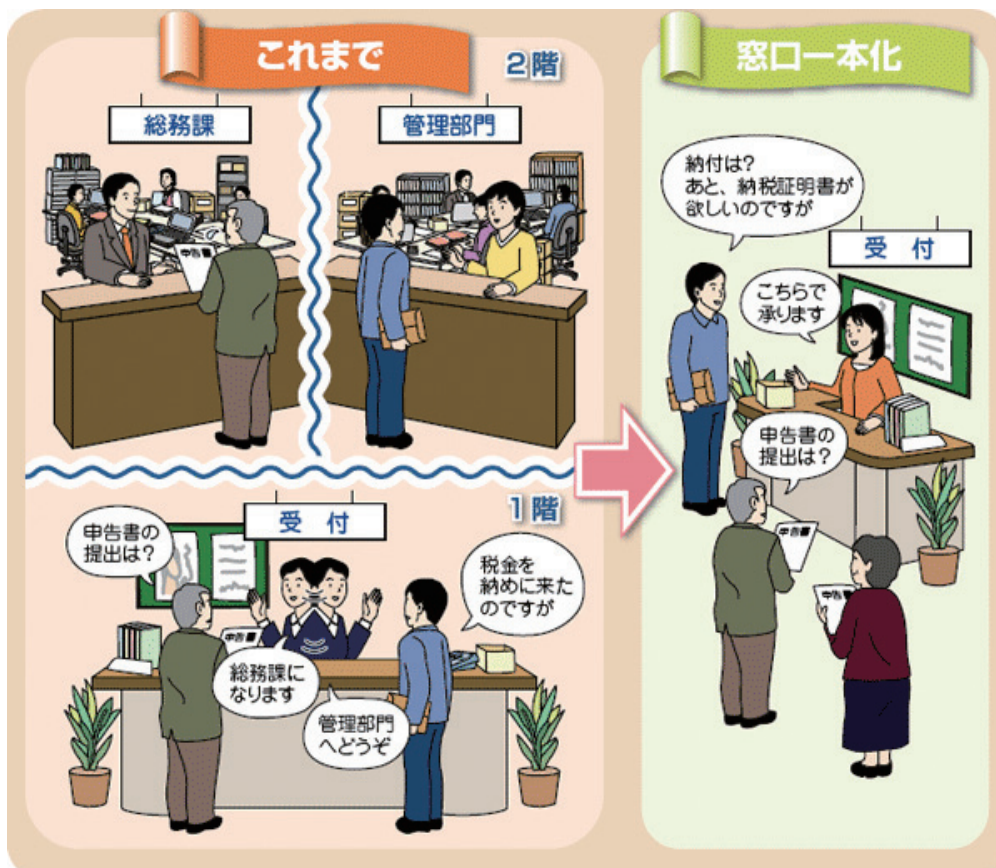
国税庁では、平成21年7月から、全国の税務署で「内部事務の一元化」を実施しています。

これまでは、納税者の申告から納税までの一連の事務や納税者の異動に伴う事務などについて、税務署内の複数の部署で税目別に行っていましたが、現在は、これら同種の事務を統合し、ITを活用しながら一つの部署（管理運営部門）で一体的に処理することにより、事務の効率化を目指しています。

また、税務署の窓口関係事務についても、その多くを一つの部署（管理運営部門）で行うことにより、納税者の利便性向上を図っています。

例えば、これまで納税者が納税証明書を請求される際には、請求内容に応じ、複数の窓口で請求書を提出していただいていたのですが、現在は、請求内容にかかわらず一つの窓口で請求できるようになりました。この窓口では、納税証明書の請求のほか、申告書及び申請書などの提出、税金の納付、税に関する一般的な相談¹についても受け付けています。

なお、具体的な書類や事実関係の確認が必要なため、電話での対応が困難な税務相談については、事前に日時等を予約いただいた上で、所轄税務署において面接による相談を受け付けています。



¹ 原則として、税に関する一般的な相談については、全国の電話相談センターで集中的に対応しています。

IV 国際化が進展した中での税務行政

企業や個人による国境を越えた経済行動が複雑・多様化しています。このような変化に伴い、一方で、海外で受け取った収入を申告しない、利益を得ているにもかかわらず複雑な国際取引を利用してどの国にも税金を納めないといった国際的な税逃れ（租税回避）や、他方で、同じ所得に対する国同士の見方が異なることで複数の国からその同じ所得に課税される二重課税などが大きな問題となっています。これらの問題に対応するため、国税庁は、調査体制の充実など内部での対応のみならず、外国の税務当局と情報や経験の共有を図り、協力関係を強めるといった外部と協力しての対応を行うとともに、二重課税を解消するための協議も行っています。

1 国際的な取引への対応

(1) 国際課税に係る調査体制

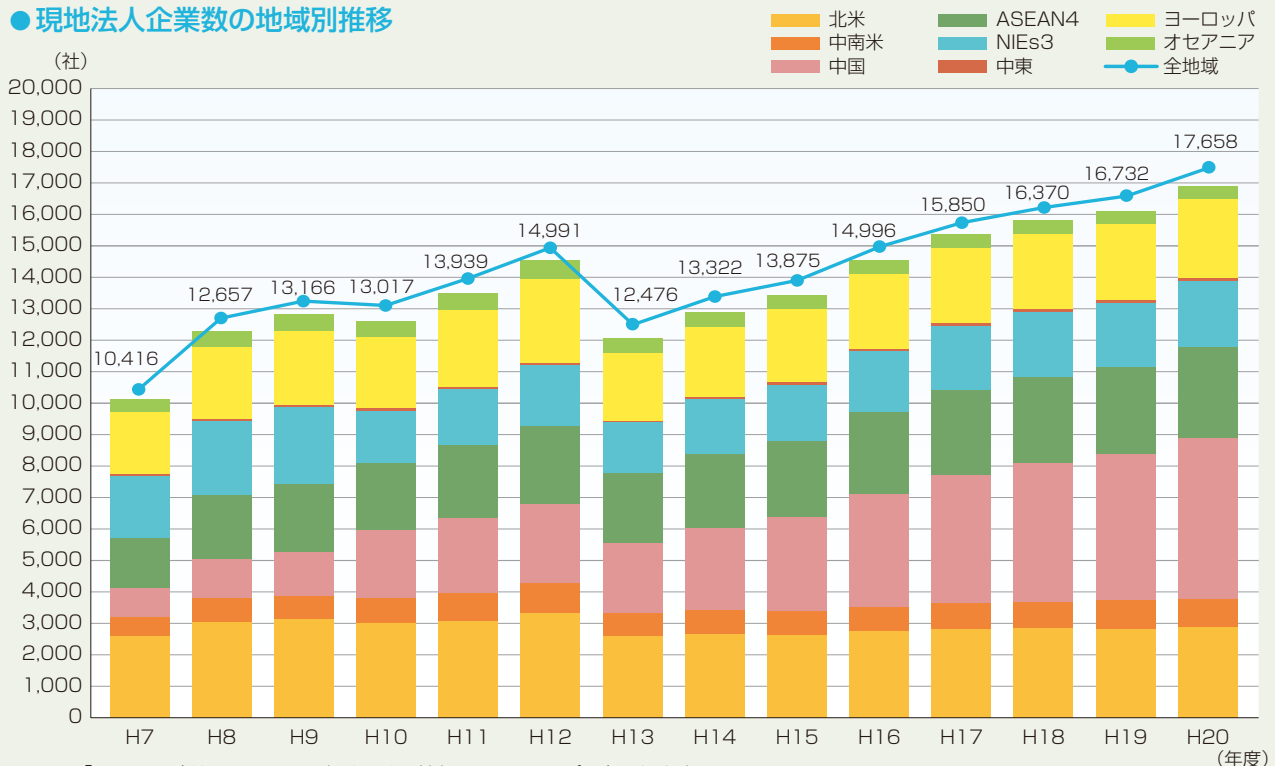
イ 国際課税を巡る環境

経済の国際化の進展により、企業や個人の国境を越えた事業・投資活動が活発化しています。

① 我が国企業の海外進出の状況

我が国企業の海外進出の状況は下図のとおりであり、海外の現地法人企業数は、平成7年の10,416社から平成20年には17,658社と約1.7倍に増加しており、特に中国に対する進出件数が急増しています。

● 現地法人企業数の地域別推移



※1 「ASEAN4」はマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンを示します。

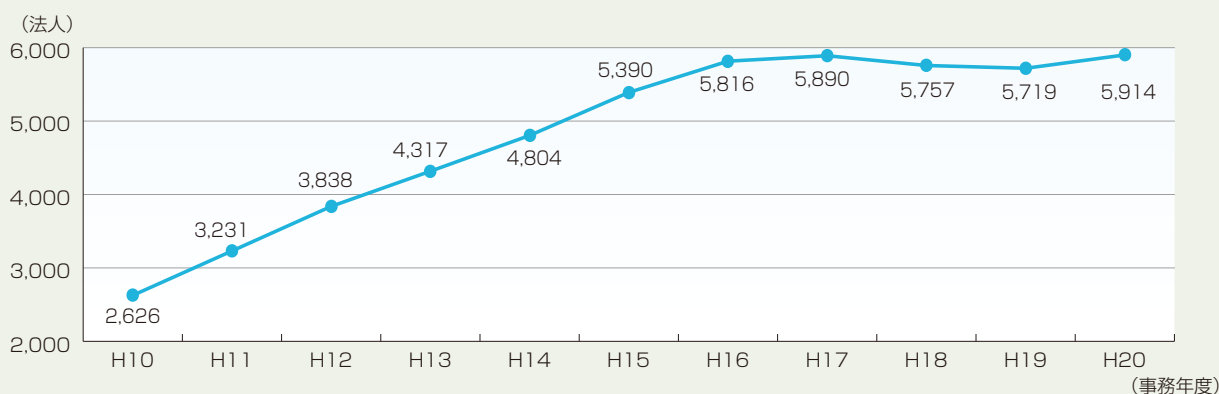
※2 「NIEs 3」はシンガポール、台湾、韓国を示します。

(出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」)

② 外国法人数の推移

我が国で事業活動等を行う外国法人数の推移は下図のとおりです。平成20事務年度においては5,914法人と前年に比べ195法人増加しました。その伸び率は鈍化しているものの、10年前に比べ約2.3倍になっています。

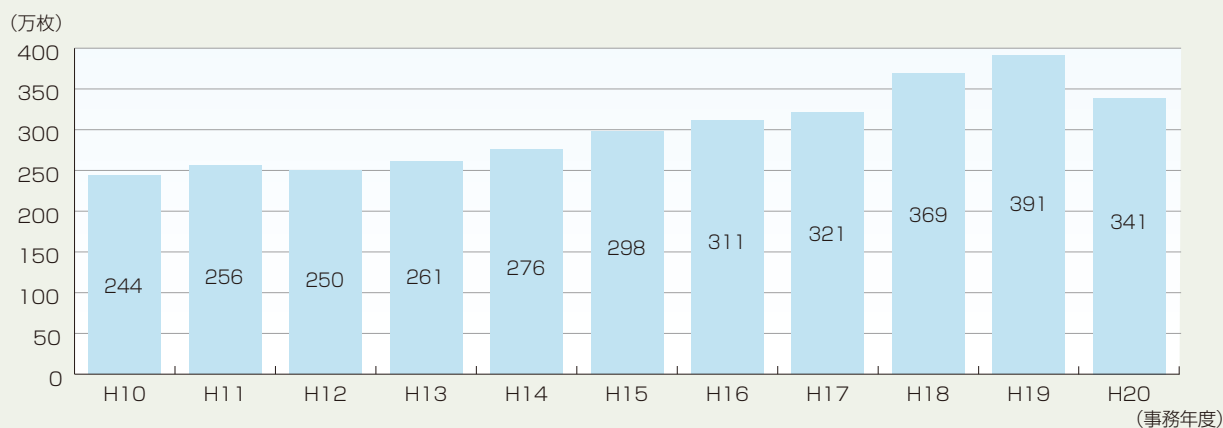
● 外国法人数の推移



③ 国外送金等調書の提出枚数の推移

多額の国外への送金が行われた場合に提出される国外送金等調書¹の提出枚数は下図のとおりです。平成20事務年度は341万枚と前年に比べ50万枚減少しましたが、総じて、提出枚数は年々増加傾向にあり、制度が導入された平成10事務年度に比べ約1.4倍になっています。

● 国外送金等調書の提出枚数の推移



□ 国際課税に係る取組

企業や個人の国境を越えた事業・投資活動の活発化に伴い、国際課税事案の調査の重要性が高まっています。

このため、国税庁では、国際課税を専担する国際税務専門官を増員するとともに、国際的租税回避事案に専門的に対応する部署を設置するなど、調査体制の充実・強化に取り組んできました。また、複雑な課税問題に対処するために、弁護士や金融の専門家も国際税務専門官として採用しています。

さらに、職員の研修機関である税務大学校において、国際課税に関する法規や租税条約、金融取引、語学などの研修を実施し、職員の国際課税に係る調査能力の向上を図っています。

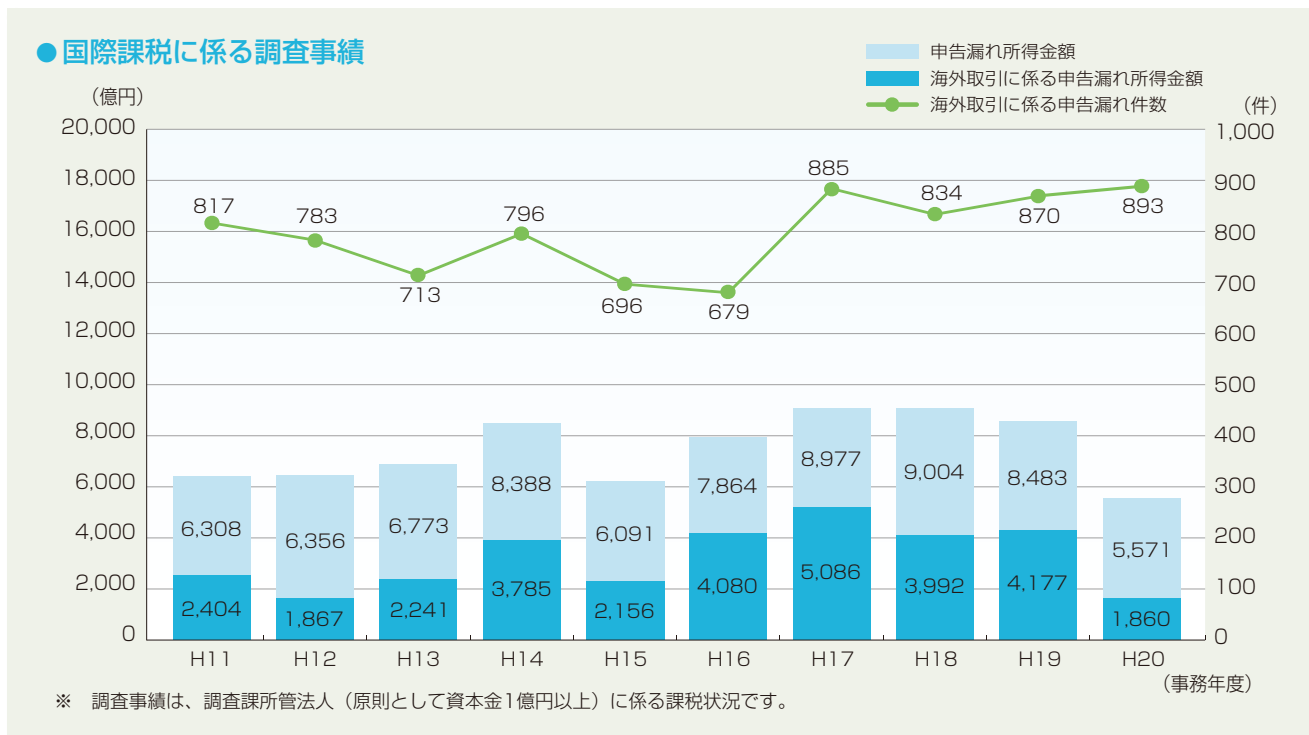
¹ 国外送金等調書とは、国外への送金及び国外からの送金を受領した金額が200万円を超えるものについて、金融機関から税務署に提出される法定の報告書（平成21年4月から、国外送金等調書の提出基準は、200万円超から100万円超に引き下げとなっています。）です。

IV 国際化が進展した中での税務行政

八 国際課税に係る調査事績

海外取引を行っている納税者や海外資産を保有している納税者は、重点的に調査しています。

平成20事務年度においては、大規模（調査部所管）法人の申告漏れ所得金額のうちに占める海外取引に係る申告漏れ所得金額の割合は30%を超え、依然として、高い水準であるといえます。



(2) 国際的租税回避行為への対応

海外で受け取った収入を隠す、利益を得ているにもかかわらず各国の税制や租税条約の違いを巧みに利用してどこの国にも税金を納めないといった国際的な租税回避が問題となっています。国際的租税回避には、金融や法律・税の専門家などが関与し、ペーパーカンパニーや組合、デリバティブなどを組み合わせた複雑な取引が使われる事案もあり、その全体像の解明を困難なものとしています。さらに、最近では、このような問題が、大企業だけではなく、中小企業や個人の富裕層にも広がってきています。

こうした国際的租税回避行為により適正な納税義務を果たさないことは納税者の公平感を損なうものであり、税務当局としてその把握や実態の解明を行い、適正な納税義務の履行の確保に尽力していく必要があります。このため税務調査をはじめあらゆる機会を通じて国際的租税回避行為に関する情報の収集を行い、課税上問題があると認められる場合には徹底した税務調査を行い実態の解明に努めています。

さらに、このような国際的租税回避行為に対する対応を強化するため、情報の収集や分析、調査の企画・立案を専門に担当する部署として東京及び大阪国税局に統括国税実査官を新設しました。国際的租税回避行為に関する資料情報の収集や実態解明においては、統括国税実査官、調査部（課）及び主要な国税局に設置された専門のプロジェクトチームや調査支援チームが中心的役割を果たしています。

また、国際的租税回避の解明を目的として日本・アメリカ・カナダ・オーストラリア・イギリスが参加する国際タックスシェルター情報センター（JITSIC：Joint International Tax Shelter

Information Centre) では、国際的な租税回避の仕組みやメンバー各国における取組などの情報の共有に努めています。

(3) 移転価格問題への対応

移転価格税制は、海外の関連企業との取引価格を操作することによる所得の海外移転を防止し、適正な国際課税の実現を図る観点から、昭和61年度税制改正で導入されたものです。具体的には、取引価格が第三者間の取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいます。）と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化し、また無形資産を伴う取引の重要性が高まっています。こうした変化に的確に対応し、納税者の予測可能性を高め、適正・公平な課税を実現していく必要があります。

なお、移転価格課税については、一定の期間、国税、地方税について納税を猶予できる制度が、平成19年度（地方税については平成20年度）に創設されています。

イ 運用の明確化・検討体制の充実

納税者の予測可能性を高めるためには、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表し明確化を図ることが重要です。平成22年においても、事務運営指針や法令解釈通達を改正し、調査において海外の関連企業との取引の価格が決定された過程などを検討する際に考慮すべき事項や、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の検討に当たり留意する事項などについて明確化を図ります。

また適正・公平な執行を確保していくため、事実認定と法令の解釈・適用を的確に行うための審理体制の充実を図っています。

ロ 事前確認

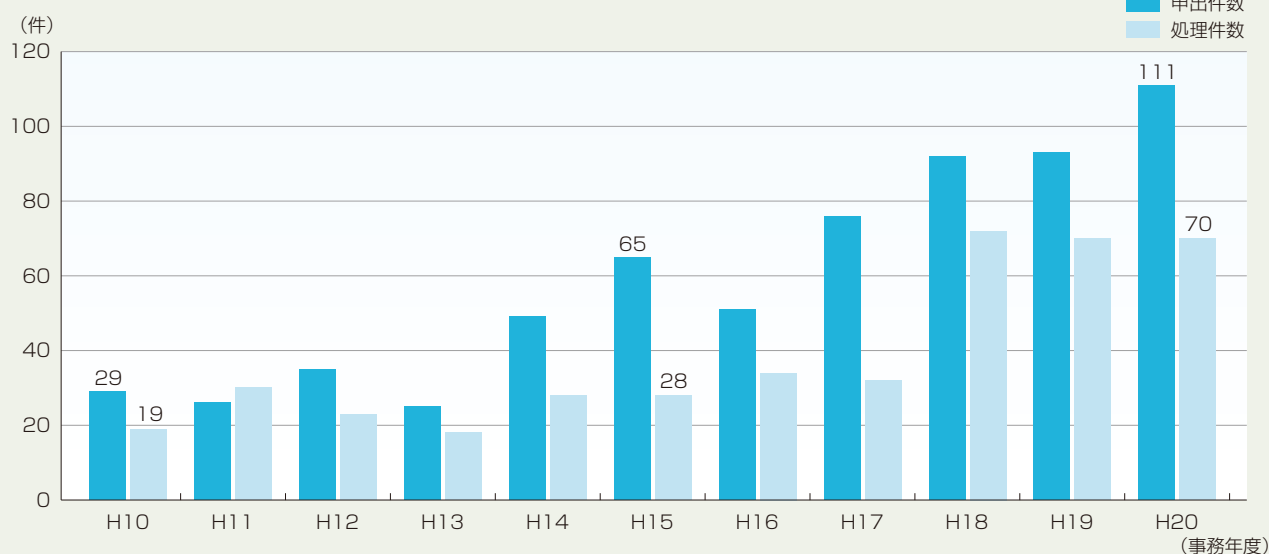
移転価格税制に係る事前確認は、納税者の申出に基づき、海外の関連企業との取引の独立企業間価格の算定方法について、税務当局が事前に確認するものです。事前確認の申出件数は、国際取引の増加を反映し増加しています。

事前確認は、納税者の予測可能性・法的安定性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図るものであり、国税庁としても積極的に対応しています。具体的には、納税者が事前確認手続を円滑に利用できるよう、事前確認の申出前に国税当局が相談を受ける事前相談の担当窓口を各国税局に設けています。また、事前確認審査を担当する国際情報第二課を東京国税局と大阪国税局に設置しているとともに、担当者を増員するなどの体制整備を図り、迅速な処理に努めています。

また、事前確認の処理がより円滑に行われるよう審査部局と相互協議部局の連携を一層強化しています。

IV 国際化が進展した中での税務行政

● 事前確認の申出件数及び処理件数の推移



※ 事前確認の申出件数には、申出後の確認内容の変更等の件数は含まれていません。一方、相互協議事案発生件数のうちの事前確認の件数（40ページ参照）には、申出後の確認内容の変更等の件数が含まれている（変更等に伴って再度協議を行うため）ため、両者の数値は一致しません。

(4) 租税条約等に基づく情報交換

企業や個人が行う国際的な取引については、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約等の規定に基づく情報交換を実施することにより、必要な情報を入手することが可能となります。

国税庁では、最近では年間20万件以上の情報交換を実施しています。

なお、我が国においては、租税条約に国際基準¹に則った情報交換規定を新たに盛り込んだり、既存の規定を国際基準に則ったものに変更するなど、情報交換に関する枠組みの整備が図られているところです。国税庁としては、これらを十分に活用して、積極的に情報交換を実施していくこととしています。

2 相互協議

国際化が進み、個人や企業が海外へ進出すると、日本と進出先国の双方から課税される「二重課税」が生じる場合があります。また、前述の移転価格により二重課税が生じる場合もあります。国税庁は、租税条約に基づく税務当局間の相互協議²を活用して、こうした国際的な二重課税の問題に対応しています。

相互協議の発生件数は近年増加傾向にあり、その9割以上が移転価格に関するものです。また、その中でも、移転価格問題についての予測可能性を確保するため、事前確認に係る協議が増加傾向にあります。平成20事務年度においては、174件の相互協議事案が発生し、うち移転価格に関するものは160件、そのうち事前確認に係るものは130件でした。これを10年前と比較しますと、相互協議件数で約4倍、事前確認に係る相互協議件数で10倍になっています。

相互協議件数にあわせて相互協議相手国数も増加してきており、10年前には15か国でしたが、平成21

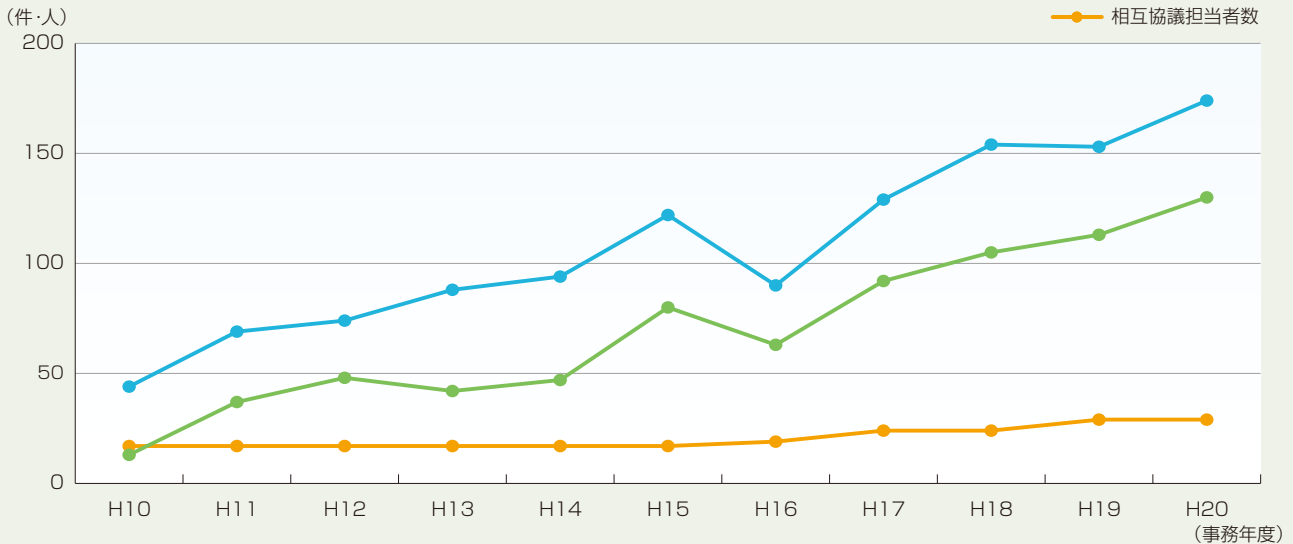
1 情報交換に関する国際基準の主な項目としては、金融機関が保有する情報についても情報交換を行うこと、自国に課税利益がない場合でも情報交換を行うこと、などがあげられます。

2 「相互協議」とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続です。

年6月末では22か国に増加しています。

国税庁では、これら相互協議事案の適切で迅速な解決に向け、担当者を増員して事前確認に重点を置いた体制の充実を図ってきているとともに、各国税務当局間の協力関係を一層深め、より効率的な協議の実施に努めています。

● 相互協議事案発生件数の推移



※ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。相互協議の合意後に発生した、事前確認の内容の変更等に伴う相互協議は、再協議した年度の発生件数としてカウントしています。

● 我が国の租税条約ネットワーク (47条約、58か国適用/平成22年4月現在)



3 各国税務当局との協力・協調

(1) 開発途上国に対する協力

国税庁は、国際協力機構（JICA）の技術協力の枠組みなどの下、我が国と相手国の経済的結び付きなどの関係も踏まえ、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。

これは、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的とし、①開発途上国などへ職員を派遣し、現地で講義などを行うもの（派遣型）、②開発途上国の税務職員などを対象とした日本国内で実施される研修において講義などを行うもの（受入型）の2つの形があります。



国際税務行政セミナー

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣（派遣型）

現地税務当局のニーズを踏まえ、納税者サービス、国際課税、職員研修などの分野について、開発途上国で実施される研修に、職員を講師として派遣しています。平成21年度は、カンボジア、マレーシア、フィリピン、ベトナムなどへ派遣し、我が国の税務行政に関する講義等を行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。平成21年度においては、インドネシア、マレーシア、ベトナムに職員が常駐しています。

2 国内研修における講義などの実施（受入型）

(1) 「国際税務行政セミナー（ISTAX）」

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。このセミナーには、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、平成21年度には両コースあわせて計31名が参加しました。

(2) 「国別税務行政研修」、「カウンターパート研修」

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、各国からの要望に沿った講義などを行っています。平成21年度は、インドネシア、カンボジア、タイ、ウズベキスタン、ベトナムなどの税務職員100名が参加しました。

(3) 「アジア国際課税研修」

複数のアジア諸国の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義などを行っています。平成21年度は6か国（中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム）から11名が参加しました。

(4) 「国税庁実務研修」

世界銀行などの奨学金制度を利用し、我が国の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修です。日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行い、平成21年度は、慶応義塾大学、横浜国立大学、政策研究大学院大学、早稲田大学、一橋大学の各大学院に在籍している留学生21名が参加しました。

● 受入研修の実施状況

(単位: 国、人)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国際税務行政セミナー (ISTAX)・一般コース	国数	22	17	18	18	19
	人数	22	20	19	20	20
国際税務行政セミナー (ISTAX)・上級コース	国数	11	11	10	10	11
	人数	11	11	10	10	11
国別税務行政研修	国数	3	3	3	4	6
	人数	23	30	32	60	64
カウンターパート研修	国数	4	4	3	4	2
	人数	52	74	63	48	36
アジア国際課税研修	国数	19年度新設	19年度新設	6	6	6
	人数			11	12	11
国税庁実務研修	国数	13	12	13	10	9
	人数	17	18	18	17	21

(2) 税務当局間の国際会議への参加

経済の国際化や高度情報化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、ひとつの所得に対して複数の国が課税する二重課税の問題や、租税回避行為などによりどこの国においても課税されない「課税の空白」といった問題が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。こうした問題の解決に向けての各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁は様々な国際会議に積極的に参加しています。その主なものとしては、以下に紹介する①OECD租税委員会、②主要国税務長官会合、③アジア税務長官会合などがあります。

① OECD租税委員会

OECD租税委員会は、OECD加盟国が、モデル租税条約、移転価格ガイドラインなどを整備し、また、各国税務当局の有する知見や経験の共有化を図る場となっています。OECD租税委員会の下には、それぞれ個別のテーマを扱う検討部会が組織され、意見交換が行われています。国税庁は、こうした租税委員会の活動に積極的に参加しています。詳しくは、国税庁ホームページの「OECD租税委員会 (CFA)」<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oecd/oecd.htm> をご参照ください。

② 主要国税務長官会合

日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国、インドの10か国の税務当局で構成される主要国税務長官会合では、国際的な租税回避行為など各国が直面する喫緊の課題について議論が行われています。

③ アジア税務長官会合

アジア地域における16か国・地域の税務当局で構成されるアジア税務長官会合 (SGATAR: Study Group on Asian Tax Administration and Research) では、域内の協力と知見の共有を図るための議論が行われています。

V 権利救済

税務署長などが課税処分や滞納処分を行った場合に、納税者がその処分に不服があるときは、その処分の取消しなどを求めて不服申立てをすることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています。

不服申立てには税務署長に対して行う異議申立てと国税不服審判所長に対して行う審査請求がありますが、審査請求は、原則として異議申立てを行ってからでないといふことができません。

さらに、審査請求に対する裁決になお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

(1) 異議申立て

異議申立ては、税務署長などが更正・決定や差押えなどの処分をした場合に、その処分に不服がある納税者が、行政庁である税務署長などに対して、その処分の取消しや変更を求める手続であり、国税に関する処分の行政争訟の第一段階です。

近年、経済取引の広域化、国際化などにより異議申立事案が複雑化しており、事実関係の把握や法令の解釈・適用に困難を伴うものが増加しています。このような状況に対応するため、各国税局に審理課・審理官を設置し、また各種研修を通じて、審理に精通した職員を養成するなどにより、税法の正確な解釈に基づく全国統一的な執行に取り組み、納税者からの異議申立てを適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

(2) 審査請求

上記の異議申立てに対する税務署長などの決定に、なお不服がある納税者は、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができます。

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を図ることを目的とし、税務署長などと審査請求人との間に立つ公正な第三者的立場で、審査請求に対する裁決を行っています。そこでは、専門的な知識と豊富な経験を持った国税審判官及び国税副審判官が、調査・審理に当たっています。

国税不服審判所長をはじめ、東京国税不服審判所長、大阪国税不服審判所長などの枢要な役職には、裁判官や検察官の職にあった者が任用されています。また、国税審判官には、税理士や弁護士などの職にあった民間の専門家も任用しています。

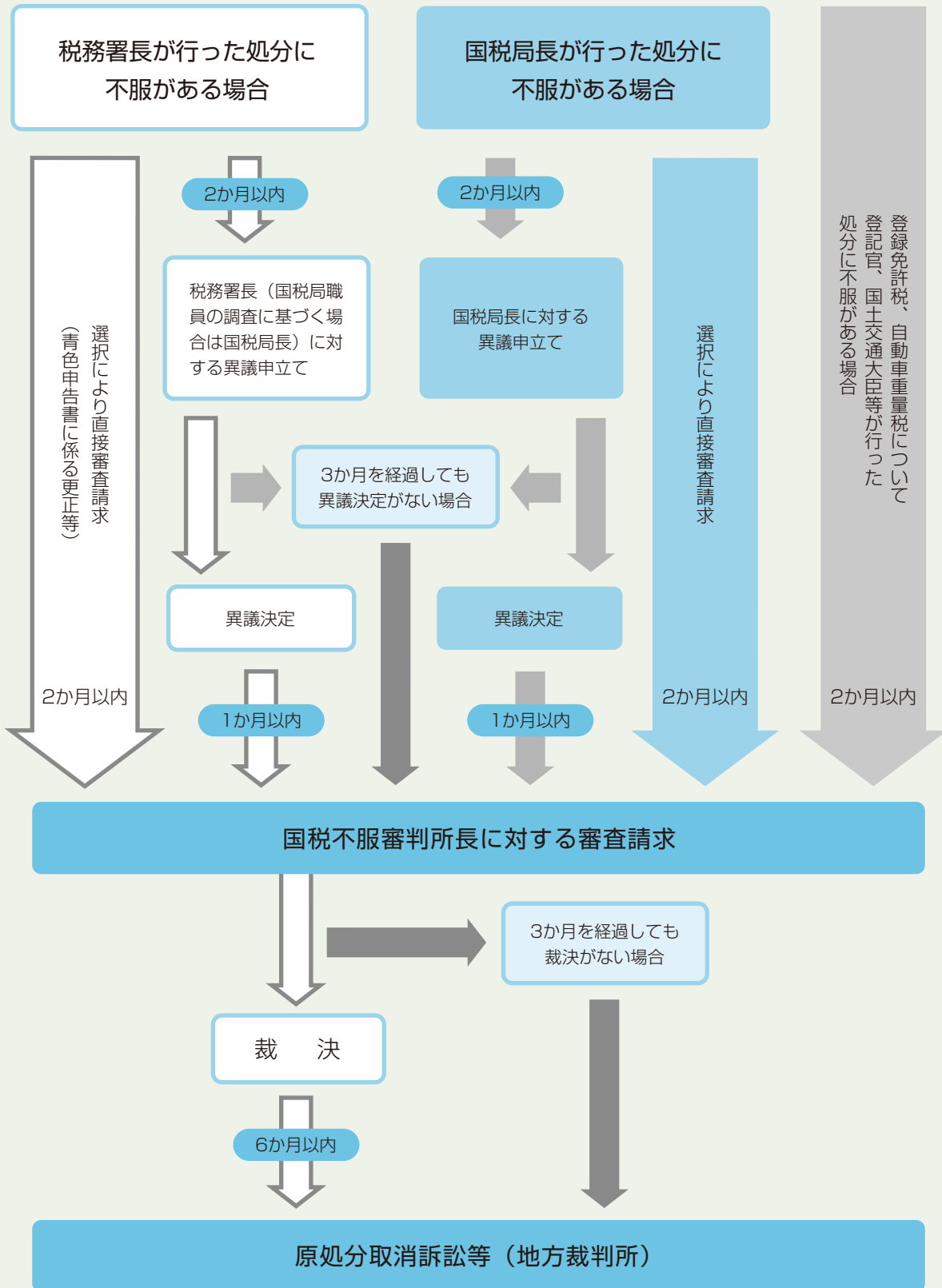
国税不服審判所は、審査請求人や税務署などと早期に接触し、双方の主張を十分把握した上で、当事者双方の主張を整理した争点整理表を作成するなどして早期に争点を明確化します。その上で、争点について、双方の意見を十分に聞き、必要に応じて自ら調査を行って、納税者の正当な権利や利益を適正かつ迅速に救済することとしています。

なお、国税不服審判所長の裁決は、税務署長などの行った処分よりも納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内での最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があっても訴訟を提起することはできません。

(3) 訴訟

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

国税に関する不服申立制度の概要



国税庁について

適正な申告と納税の推進

利便性の向上と効率化のための取組

国際化が進展した中での税務行政

権利救済

酒類行政の取組

今後取り組むべき課題

資料編

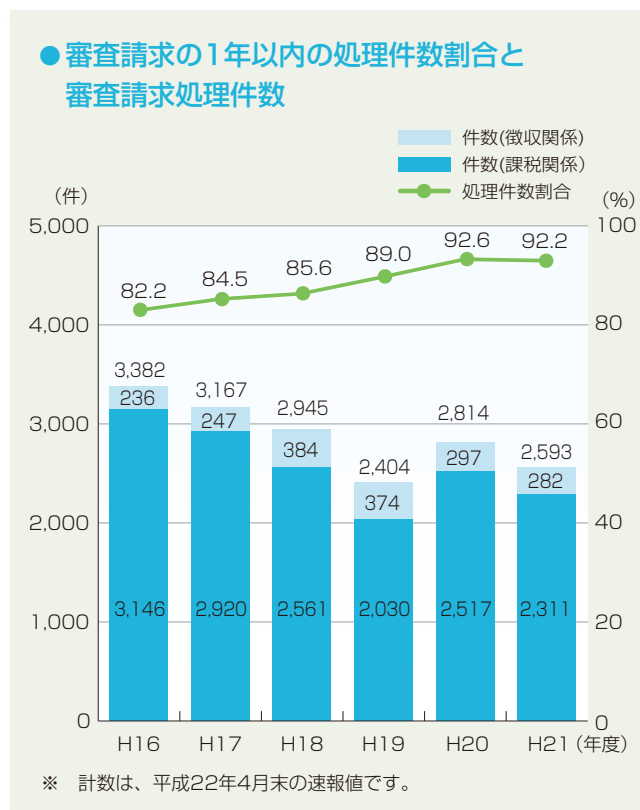
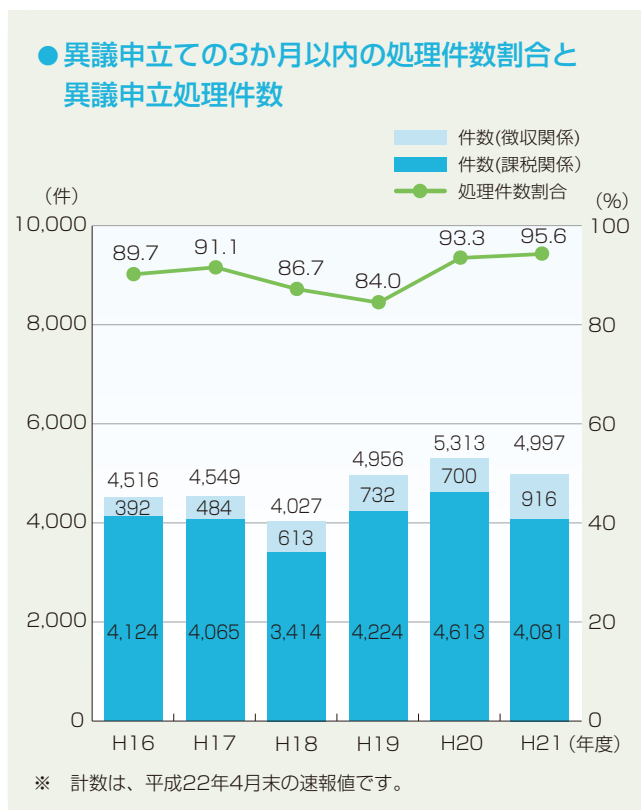
(4) 権利救済の状況

異議申立てについては、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。平成21年度における異議申立処理件数は4,997件（課税関係4,081件、徴収関係916件）で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は約11.8%です。

審査請求については、原則1年以内にその処理を終えるよう努めています。平成21年度における審査請求処理件数は2,593件（課税関係2,311件、徴収関係282件）で、このうち請求の全部又は一部が認められた割合は約14.8%です。

訴訟については、平成21年度における終結件数は320件（課税関係250件、徴収関係61件、審判所関係9件）であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は5.0%となっています。

なお、権利救済制度に関する納税者の理解をより深めてもらうため、不服申立て及び訴訟の概要や裁決事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページ <http://www.kfs.go.jp> などを通じて提供しています。



参考 納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、職員の対応や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不満や注文、批判、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者の様々な苦情などに正面から対応することが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応を図っています。また、平成13年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

VI 酒類行政の取組

酒税は、明治政府設立以降、地租とともに大きな財源となり、一時地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税などの直接税のウエイトが高まり、平成20年度においては、租税収入などの合計に占める割合は3.2%（1兆4,614億円）となっています。しかし、景気の影響を受けにくく、安定した税収が見込まれることから、現在でも重要な役割を果たしています。

酒類は一般の食品と異なり高率な酒税が課されていることから、酒税の確実な徴収と消費者への円滑な転嫁のために、酒類の製造及び販売業については、免許制度が採用されており、国税庁では、制度の目的に沿って適正に運用し、適正公平な課税に努めています。

このほか、国税庁では、酒類業の業種所管庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を行っています。

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組

「食の安心・安全」に対する消費者の関心は引き続き高いことから、国税庁では、生産から消費までのすべての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図り、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう、以下の施策を行っています。

- イ 消費者が酒類を購入する段階である小売販売場から市販酒類を買上げ、安全性、品質及び容器の容量・アルコール分などの表示等を調査し、その結果を消費者に対して国税庁ホームページで情報提供しています。
- ロ 消費者が安心して酒類を購入できるよう、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項を確認し、適正な表示がなされていない場合には、酒類業者に対して是正指導を行っています。また、酒類製造業者に対して、独立行政法人酒類総合研究所の研究成果の普及をはじめとした醸造技術の改善に関する指導や、酒類の安全性に関する製造工程の指導等を行っています。

独立行政法人酒類総合研究所

酒類総合研究所は、明治37年に大蔵省醸造試験所として設置され、平成13年4月に国税庁醸造研究所から独立行政法人に移行しました。同法人は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的として、酒類に関する高度な分析及び鑑定、酒類及び酒類業に関する研究・調査・情報提供等を行っています。詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ <http://www.nrib.go.jp> をご覧ください。

VI 酒類行政の取組

(2) 社会的要請への対応

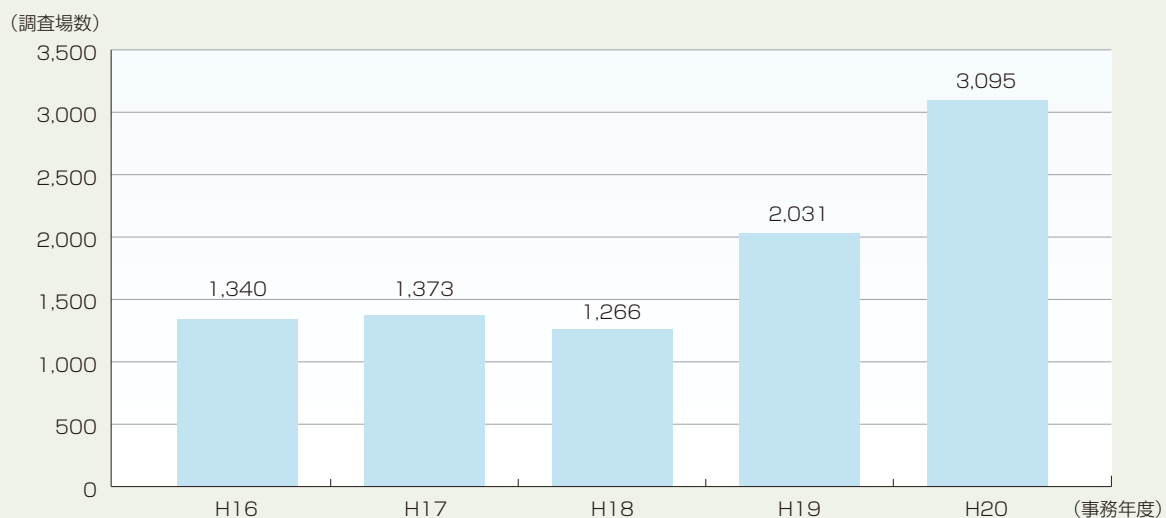
国税庁では、未成年者飲酒及びアルコールに起因する迷惑行為等を防止するため、関係省庁や業界等と連携して、適正な販売管理体制の整備に努めています。

このほか、国税庁では、資源の有効な利用の確保を図るため、酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、制度の周知・啓発を行っています。

(3) 酒類の公正な取引環境の整備への取組

国税庁では、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、平成18年8月に公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」を引き続き周知するとともに、取引状況等実態調査を実施し、この指針に則していない取引が認められた場合には改善を指導し、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組んでいます。

● 取引状況等実態調査の実施状況



(4) 酒類業者に対する情報提供等

国税庁では、業界動向の調査の実施や、経営指導の専門家などによる研修の実施、経営改善の成功事例や各種中小企業施策に関する情報提供などを通じて、酒類業者の自主的な取組の支援を行っています。

また、海外での日本食ブームに伴い、日本産酒類への評価が高まっていることから、酒類の輸出に関する情報を提供するなど、輸出環境の整備に努めています。

「酒類に関する公正な取引のための指針」(平成18年8月31日制定)

目的

酒税の確保及び酒類の取引の安定化(酒類業組合法第1条)

指針に則した取引の実行
経営健全性と消費者利益の向上

酒類業の健全な発達

① 近年の酒類市場

- 経営環境の変化(人口減少社会の到来など)…>酒類全体では数量ベースでの国内市場の拡大困難
- 酒類小売業の多様化(コンビニ、スーパー、ドラッグストアなど)…>事業者間で取扱数量や取引価格に格差

② 酒類業の健全な発達に向けた課題

「量から質への転換」、「消費者の視点」、「販売管理」、「公正取引の確保」

③ 酒類業組合法第84条《酒税保全のための勧告又は命令》の適用の可能性を踏まえつつ、「酒類に関する公正な取引の在り方」、「公正取引委員会との連携方法等」を提示

公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進

第一 酒類に関する公正な取引の在り方 (酒税保全の観点から酒類取引の在り方を提示)

1 合理的な価格の設定

- ① 価格は「仕入価格+販管費+利潤」となる設定が合理的
また、酒類の特殊性から妥当なものであるべき
- ② 酒類の特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な慣行であり改善していくべき
- ③ 的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うべき

2 取引先等の公正な取扱い

合理的な理由がなく取引先又は販売地域によって取引価格や取引条件について差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める一因

3 公正な取引条件の設定

スーパー等大きな販売力を持つ者が、自己都合返品、プライベート・ブランド商品の受領拒否、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフィーの負担等の要求を一方的に行う場合、又はこれらの要求拒否を理由として不利益な取扱いをする場合は、納入業者の経営を悪化させ、製造業者の代金回収に影響し、酒税保全上の問題発生のおそれ

4 透明かつ合理的なリベート類

透明性及び合理性を欠くリベート類は、廃止していくべき

第二 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等(国税庁の対応)

1 効果的な取引状況等実態調査の実施等

- ① 市場への影響の大きな業者に対し重点的に調査を実施
- ② 改善指導を行った業者についてはフォローアップ調査を実施
- ③ 問題取引とその指導実績は可能な限り具体的に公表し、他の業者において同様の取引が行われないよう啓発

2 酒税保全措置

- ① 酒類業組合法第84条第1項に規定する過当競争の有無は、第1の「酒類に関する公正な取引の在り方」を参考に判定
- ② 酒税保全措置が必要な事態があるときは、事態解消に必要な最小限の措置

3 独占禁止法違反等への対応

国税局長は、酒類業者の取引に関し独占禁止法に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会に対しその事実を報告

4 公正取引委員会との連携等

- ① 国税庁は公正取引委員会と流通上の諸問題について協議
- ② 国税局に市場問題の情報を一元的に管理する担当者を配置

Ⅶ 今後取り組むべき課題

税務行政を取り巻く環境の変化

我が国の社会経済構造は、近年の少子化・超高齢化の進展やグローバル化の進展などにより急速な変化が進んでおり、こうした社会経済構造の変化は、税務行政を取り巻く環境に大きな影響を与えています。

超高齢化の進展や雇用形態の流動化、会社法制の改革などに伴い、個人や企業による申告件数は近年著しく増加し、それら処理するための国税当局の事務量は大幅に増加しています。また、経済活動においても、IT化が著しく進展するとともに、企業のみならず個人についても国境を越えた多様な経済・投資活動が増加し、それに伴う経済取引の複雑化や巧妙な租税回避行為などが、国税当局による調査・徴収事務を従来に増して困難なものにしています。このように、税務行政を取り巻く環境は、質・量ともに厳しさが増してきています。

一方、厳しい行財政事情の下で、国税庁の定員は、依然として厳しい状況にあり、上述したような厳しい環境の下で、従来以上に、人的・物的資源を効果的・効率的に配分しながら、メリハリのある税務行政を進めていく必要性が生じています。さらに、組織運営に当たっては、国民からの信頼を十分確保しうる運営を行うとともに、職員が意欲をもって働ける職場環境の整備にも配慮していく必要があります。

国税庁が取り組むべき課題

国税庁では、上記のような状況の下で、与えられた任務を果たしていくため、以下のような課題に取り組んでまいります。

1 適正な申告納税の推進と源泉徴収制度の運営

納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、納税者サービスの更なる充実を図ります。

具体的には、納税者の申告等のために必要な税務情報及び法令解釈を明確にするための情報提供の充実や、e-Tax、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ITを活用した納税者にとって利便性の高い申告・納税手段の充実を更に推進してまいります。併せて、納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会への対応の充実や移転価格制度に関する事前確認制度の活用を推進します。

源泉徴収制度についても、源泉徴収義務者に対する更なる周知・広報を通じ、その適正な運営が図られるよう努めてまいります。

また、納税者が適正な申告納税を行う上で、税理士の果たす役割は重要であることから、e-Taxの普及、書面添付制度の活用など税理士会との連携・協調に努めます。

2 適正な調査・徴収

上述したように、経済取引の複雑化等に対応するため、情報収集体制の充実を図るとともに、調査・徴収事務の実施に当たっては、社会・経済状況の変化に的確に対応した重点課題を設定し、そうした課題について組織的に調査・徴収に取り組みます。

その際、事案に応じ深度ある調査と簡易な接触を効果的に組み合わせるなど、限られた人的・物的資源をバランスよく配分し、メリハリのある事務運営を行います。

また、課税・滞納処分は納税者の権利・利益に対する強制的な処分であることを十分に認識し、調査段階において、納税者の主張を正確に理解し、その内容を客観的に吟味した上、的確な事実認定と法令の適用を行います。

3 酒類行政の適正な運営

食の安心・安全に対する消費者の関心は引き続き高いことから、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう、酒類総合研究所と連携して、酒類の安全性の確保と品質水準の向上に取り組めます。

また、未成年者の飲酒防止などの社会的要請に応えるため、酒類販売管理者の選任義務や酒類の陳列場所における表示が適切に遵守されるよう、酒類の適正な販売管理の確保に努めます。

さらに、酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、「酒類に関する公正な取引のための指針」に基づき、取引状況等実態調査を実施し、合理的な価格の設定が行われていない等の取引が認められた場合には改善を指導し、必要に応じて公正取引委員会と連携して対応します。

4 事務の効率化の推進

申告件数が増加する中、限られた人的資源の下で、適正・公平な税務行政を実現するためには、十分な調査・徴収事務量を確保する必要があります。そのため、e-Taxを基本とした事務処理の電子化や職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシング化の推進を図るなど、事務の簡素・効率化に向けた不断の見直しを行います。

特に、一時期に申告が集中する所得税の確定申告期においては、パソコンとe-Taxの利用を一層推進し、納税者利便の向上を図りつつ、より効率的な事務処理体制の構築を目指します。

また、業務・システム最適化については、厳しい行財政事情の下で、経費の節減や事務の効率化が実現するよう実効性のある最適化計画を策定し、当該計画に基づく諸施策について、その検証結果や評価を的確に実施しつつ、着実な実行を図ります。

5 組織基盤の充実と職場環境の整備

厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図るとともに、適切な配分を行います。他方で、納税者の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。

また、限られた人員で組織としての能力を最大限に発揮するよう、経験や能力に応じた的確な任用を行うとともに、国税組織として必要とされる専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。

さらに、「女性職員の採用・登用拡大計画」を推進し、子育てと仕事の両立支援の観点から「国税庁特定事業主行動計画（第Ⅱ期安心子育て応援プラン）」を適切に実施します。

6 政策評価の充実と的確な広報

納税者からの信頼や期待に応えつつ、社会・経済情勢の変化に的確に対応するためには、税務行政において取り組むべき課題を明確にし、各課題に応じた各種施策に取り組む必要があります。

各種施策の実施に当たっては、実効性のある計画の策定とその着実な実行を図るとともに、定期的な実施した結果の評価・検証を行い、施策の効果が最大限発揮されるよう努めます。

また、国税庁は、平成13年から国税庁が達成すべき目標を設定して、その目標に対する実績を評価して公表することとしていますが、国税当局が抱える課題や取組方針、各種施策の実績や評価について、納税者に理解されるよう広報の一層の充実を図ります。

VIII 資料編

租税収入・予算	51
申告・課税状況	52
調査状況	53
国際課税	53
滞納状況	53
査察	54
権利救済	54
税務相談	55
納税者満足度	55

※ どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。

「○年度」は、会計年度を示し、「○事務年度」は、○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。また、「○年分」は、所得税確定申告などの○年分申告を示しています。

表の計数は、端数処理のため表内の数値の合計と合計欄が一致していないものがあります。

租税収入・予算

【平成20年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税 目	予 算 額	決 算 額
	百万円	百万円
源泉所得税	12,572,000	12,161,180
申告所得税	2,951,000	2,823,894
法人税	11,159,000	10,010,600
相続税	1,550,000	1,454,907
消費税	10,254,000	9,968,893
酒税	1,468,000	1,461,367
一般		
たばこ税	894,000	850,859
揮発油税	1,857,000	1,889,385
石油ガス税	14,000	12,976
航空機燃料税	89,000	83,578
石油石炭税	521,000	511,044
電源開発促進税	348,000	340,472
自動車重量税	715,000	717,047
関税	939,000	883,109
とん税	10,000	9,427
その他 ※	—	142
印紙収入	1,088,000	1,088,425
小 計	46,429,000	44,267,304
地方道路税	282,000	285,617
石油ガス税（譲与分）	14,000	12,976
航空機燃料税（譲与分）	16,200	15,196
自動車重量税（譲与分）	357,500	358,523
特別とん税	12,500	11,784
地方法人特別税	500	7
揮発油税	682,500	682,500
たばこ特別税	206,500	196,978
総 計	48,000,700	45,830,885

※ 「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

【平成22年度国税庁当初予算額】

項 目	予 算 額
	百万円
情報化経費	46,184
納税者利便向上経費※ ¹	13,724
国際化対策経費	964
一般	
職場環境整備経費※ ²	7,165
税制改正関係経費	4,743
税務諸用紙・通信費	12,922
経費	
庁局署一般経費※ ³	47,231
税務大学校経費	2,598
国税不服審判所経費	406
酒類総合研究所経費	1,064
小 計	137,001
人 件 費	579,422
国税庁予算合計	716,423

※¹ 「納税者利便向上経費」には、e-Tax経費、確定申告書等作成コーナー経費などが含まれています。

※² 「職場環境整備経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。

※³ 「庁局署一般経費」には、アルバイト賃金、旅費、記帳指導や広報広聴に関する経費などが含まれています。

申告・課税状況

【所得税の課税状況】

(平成21年分)

総人口	万人	12,769
就業者数		6,385
所得税の確定申告者数		2,367
還付申告		1,299
納税申告		718
所得者別内訳	事業所得者	147
	その他所得者	570
	不動産所得者	108
	給与所得者	239
	雑所得者	202
	上記以外	21

※ 「総人口」及び「就業者数」は、平成20年の計数です。

【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(平成20事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税 額
	千件	億円
給与所得	3,746	94,783
退職所得	-	2,603
利子所得等	50	7,215
配当所得	130	20,718
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	7	493
報酬料金等所得	2,990	11,610
非居住者等所得	24	3,388
合 計	-	140,811

※ 源泉徴収義務者数は、平成21年6月末現在の計数です。

【法人数の状況・法人税の申告状況】

(平成20事務年度)

法人数	3,002千件
申告件数	2,805千件
申告割合	89.8%
黒字申告割合	29.1%
申告所得金額	379,874億円
申告欠損金額	309,291億円
税 額	97,077億円

※ 法人数は、平成21年6月末現在の計数です。

【相続税の課税状況】

(平成20年分)

死亡者の数	1,142,407人
課税対象となった被相続人の数	48,016人
納税者数(相続人の数)	139,695人
課税価格	107,482億円
税 額	12,517億円

【贈与税の課税状況】

(平成20年分)

課税人員	325,060人
取得財産価額	17,581億円
税 額	1,039億円

※ 相続時精算課税分を含みます。

【消費税の課税状況】

(平成20年度)

区 分		納 付	還 付
申告件数	個人	千件 1,420	千件 41
	法人	1,957	120
	合 計	3,377	161
税 額		97,264億円	24,801億円

【酒類の課税状況・生産状況】

(平成20年度)

区 分	生 産 量	課 税 額
	千k	百万円
清酒	488	74,600
合成清酒	50	5,071
連続式蒸留しょうちゅう	434	97,386
単式蒸留しょうちゅう	535	128,352
みりん	112	2,201
ビール	3,213	697,087
果実酒	70	6,457
甘味果実酒	5	567
ウイスキー	60	22,330
ブランデー	6	2,340
発泡酒	1,383	184,099
原料用アルコール・スピリッツ	272	18,267
リキュール	1,285	106,175
その他の醸造酒		
粉末酒・雑酒	781	62,497
合 計	8,693	1,407,428

国税庁について

適正な申告と納税の推進

利便性の向上と効率化のための取組

国際化が進展した中での税務行政

権利救済

酒類行政の取組

今後取り組むべき課題

資料編

調査状況

【申告所得税の調査状況】

(平成20事務年度)

区分	件数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
実地調査	千件	億円	万円	億円	万円
特別・一般 ^{※1}	60	5,349	887	1,005	167
着眼 ^{※2}	44	958	216	61	14
簡易な接触 ^{※3}	628	2,848	45	150	2
合計	733	9,155	125	1,216	17

※1 「特別・一般」とは、高額・悪質なものを対象に行う深度ある調査をいいます。

※2 「着眼」とは、申告漏れ所得などの把握を短期間で行う調査をいいます。

※3 「簡易な接触」とは、電話又は納税者の来署を求めて申告の是正を行うことをいいます。

【源泉所得税の調査状況】

(平成20事務年度)

接触件数	非違件数	追徴税額
千件	千件	億円
197	55	423

【法人税の実地調査状況】

(平成20事務年度)

区分	件数	申告漏れ所得金額		追徴税額
		1件当たり	1件当たり	1件当たり
	千件	億円	万円	億円
法人全体	146	13,255	911	3,272
調査課所管法人	4	5,571	14,097	1,421

【消費税の調査状況】

(平成20事務年度)

区分	件数	申告漏れの あった件数	追徴税額	
			1件当たり	1件当たり
	千件	千件	億円	万円
個人	95	67	275	29
法人	138	75	595	43

【相続税の実地調査状況】

(平成20事務年度)

件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
千件	千件	億円	万円	億円	万円
14	12	4,095	2,902	931	660

【法定資料収集枚数】

(平成20事務年度)

法定資料名	収集枚数
	千枚
給与所得の源泉徴収票	19,537
利子等の支払調書	2,424
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	15,044
公的年金等の源泉徴収票	33,893
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	10,775
株式等の譲渡の対価の支払調書	4,609
国外送金等調書	3,409
その他	104,697
合計	194,388

国際課税

【海外取引の把握状況】

(平成20事務年度)

海外不正計算のあった件数	117件
海外不正脱漏所得金額	113億円

※ 調査課所管法人（原則として資本金1億円以上の法人）の計数です。

【移転価格課税の状況】

(平成20事務年度)

申告漏れ件数	111件
申告漏れ所得金額	270億円

※ 調査課所管法人（原則として資本金1億円以上の法人）の計数です。

【移転価格税制に係る事前確認の状況】

(平成20事務年度)

申出件数	111件
処理件数	70件

※ 調査課所管法人（原則として資本金1億円以上の法人）の計数です。

滞納状況

【1億円以上の滞納整理中のものの業種別状況】

(平成21年度末)

業種	人員		税額	
	人	%	百万円	%
製造業	48	3.9	9,962	2.9
販売業	82	6.7	22,091	6.5
不動産・建設業	345	28.2	98,518	28.9
料理飲食業	79	6.5	16,075	4.7
金融業	23	1.9	12,339	3.6
その他の事業 ^{※1}	326	26.7	75,756	22.2
その他 ^{※2}	320	26.2	106,353	31.2
合計	1,223	100.0	341,094	100.0

※1 「その他の事業」とは、病院（医師）、サービス業、レジャー産業などをいいます。

※2 「その他」とは、サラリーマン、年金所得者などをいいます。

査 察

【査察調査の状況】

(平成21年度)

着手 件数	処理 件数	告発 件数	脱税額（総額）		脱税額（告発分）	
			1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
件	件	件	億円	百万円	億円	百万円
213	210	149	290	138	255	171

【大口事案の状況】

(平成21年度)

告発件数	うち脱税額3億円以上	うち脱税額5億円以上
件	件	件
149	17	6

【告発事件の税目別状況】

(平成21年度)

税 目	件 数	脱税額（総額）	
		1件当たり	1件当たり
	件	億円	百万円
所得税	36	54	149
法人税	84	152	181
相続税	6	19	319
消費税	18	20	109
源泉所得税	5	10	205
合 計	149	255	171

権 利 救 済

【異議申立ての状況】

区 分	異議申立件数	新規申立件数 ①	処理済件数 ②	請求認容件数 ③	割合③/②
					%
課税関係	5,700	4,602	4,613	467	10.1
徴収関係	844	757	700	1	0.1
合 計	6,544	5,359	5,313	468	8.8

【審査請求の状況】

区 分	審査請求件数	新規請求件数 ①	処理済件数 ②	請求認容件数 ③	割合③/②
					%
課税関係	4,508	2,541	2,517	400	15.9
徴収関係	472	294	297	15	5.1
合 計	4,980	2,835	2,814	415	14.7

【訴訟事件の状況】

区 分	訴訟件数	第一審提起件数 ①	終結件数 ②	敗訴、一部敗訴件数 ③	割合③/②
					%
課税関係	576	137	271	35	12.9
徴収関係	128	49	84	3	3.6
審判所関係	6	5	1	—	—
合 計	710	191	356	38	10.7

※1 異議申立て及び審査請求の計数は、平成20年度の計数です。

※2 訴訟事件の計数は、平成20年度の審級別合計の計数です。

国税庁について

適正な申告と
納税の推進

利便性の向上と
効率化のための取組

国際化が進展した
中での税務行政

権
利
救
済

酒
類
行
政
の
取
組

今
後
取
り
組
む
べ
き
課
題

資
料
編

税 務 相 談

【電話相談センターにおける税務相談の受理件数と タックスアンサーの回答件数】

(平成21年度)

税務相談件数		千件
	所得税	2,695
	法人税	278
	資産税	803
	消費税	141
	その他の間接税	185
	徴収	322
	その他	712
	小計	5,136
タックスアンサーの回答件数		35,994
合 計		41,130

【電話相談センターにおける苦情事案の受理件数】

(平成21年度)

	件
所得税	758
法人税	377
資産税	338
消費税	36
その他の間接税	26
徴収	37
その他	257
合 計	1,829

【相談の多い項目上位5位】

(電話相談センターにおける相談)

(平成21年度)

順 位	税 目	項 目	件 数
			千件
1	所得税	申告義務・手続等	447
2	所得税	住宅借入金等特別控除	296
3	所得税	医療費控除	256
4	所得税	年末調整	229
5	所得税	配偶者(特別)・扶養控除	164

(タックスアンサー)

(平成21年度)

順 位	税 目	項 目	件 数
			千件
1	所得税	医療費を支払ったとき(医療費控除)	1,276
2	所得税	扶養控除	844
3	所得税	医療費控除の対象となる医療費	757
4	所得税	所得税の税率	739
5	所得税	配偶者控除	583

納税者満足度

(平成20年度)

項 目	上位評価割合
	%
職員の応接態度の好感度	83.0
税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度	72.3
税務署内の設備の利用満足度	60.4
国税の広報に関する評価	73.2
国税の広聴に関する評価	88.7
電話相談センターにおける相談満足度	93.2

※ 「上位評価割合」とは、アンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(「良い」と「やや良い」)を得た回答の割合を示しています。

国税庁レポート
2010
NATIONAL TAX AGENCY REPORT

2010年6月発行
編集・発行 国税庁

〒100-8978
東京都千代田区霞が関3丁目1番1号
TEL.03-3581-4161(代表)

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

使って実感! ネットで申告



e-Tax

国税電子申告・納税システム

詳しい情報はe-Taxホームページへ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

※e-Taxの最新情報やご利用にあたっての
手続などについて説明しています。



この社会あなたの税がいきている